

一般会計予算決算常任委員会
民生福祉分科会記録

平成31年3月13日

【開催日】 平成31年3月13日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午後2時41分

【出席委員】

分科会長	吉永美子	副分科会長	山田伸幸
委員	大井淳一郎	委員	杉本保喜
委員	恒松恵子	委員	松尾数則
委員	矢田松夫		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰		
----	-----	--	--

【執行部出席者】

市民部長	城戸信之	市民部次長兼市民生活課長	藤山雅之
市民生活課課長補佐兼消費生活センター主査	亀崎芳江	市民生活課課長補佐兼防犯交通係長	山本満康
市民生活課市民生活係長	三浦裕	市民生活課市民相談係長	三浦陽子
市民生活課人権・男女共同参画室主任	岡野文恵	市民課長	古谷昌章
市民課主幹	柏村照美	市民課課長補佐	藤上尚美
市民課戸籍係長	森山まゆみ		
福祉部長	岩本良治	福祉部次長兼高齢福祉課長	兼本裕子
福祉部次長兼国保年金課長	桶谷一博	高齢福祉課技監	河野静恵
高齢福祉課課長補佐	河田圭司	高齢福祉課主査	石井尚子
高齢福祉課主査兼介護保険係長	篠原紀子	高齢福祉課主査兼地域包括支援センター所長	荒川智美
高齢福祉課高齢福祉係長	古谷雅俊	障害福祉課長	辻永民憲
障害福祉課課長補佐	岡村敦子	障害福祉課障害福祉係長	大坪政通
障害福祉課障害福祉係主任	縄田良弘	障害福祉課障害支援係長	岡手優子
社会福祉課長	岩佐清彦	社会福祉課主幹	平中孝志
社会福祉課主査兼生活保護係長	坂根良太郎	社会福祉課地域福祉係長	桑原睦
子育て支援課長	川崎浩美	子育て支援課課長補佐	別府隆行
子育て支援課子育て支援係長	岡崎さゆり	子育て支援課保育係長	野田記代
国保年金課課長補佐	石橋啓介	国保年金課国保係長	石田由記子
国保年金課年金高齢医療係長	三隅貴恵		

【事務局出席者】

事務局長	中村聡	事務局次長	石田隆
議事係主任	原川寛子		

【付議事項】

- 1 議案第12号 平成31年度山陽小野田市一般会計予算について（民生福祉分科会所管部分）

午前9時 開会

吉永美子分科会長 皆様おはようございます。ただいまより一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会を開会します。皆様のお手元に審査日程があります。この日程に従いまして行っていきますので、議事運営に御協力をお願いします。本日は審査番号②の中で審査事業21番から審査に入ります。執行部の説明をお願いします。

川崎子育て支援課長 それでは資料の103ページをお開きください。公立保育所看護師配置事業です。この事業は、公立保育所に看護師を配置し、医療的ケアが必要な児童を受け入れられる体制を整備しようとするもので、重点施策2「子育て世代から選ばれるまち推進プロジェクト」の(1)子育て支援の充実に該当する事業です。医療的ケアは、一般的に在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養等の医療行為をいい、医師の指示のもとに看護師等が行うことができるものです。厚生労働省では、医療的ケアが必要な児童の地域支援体制の構築を進めており、平成28年の児童福祉法一部改正では、地方公共団体はこの体制の整備に関し、必要な措置を講ずるようという努力義務が規定されたところで、現在、市内には看護師配置のある保育園がなく、今年度に医療的ケア児の保育所入所希望があってもかかわらず、受入れができないという状況です。公立保育所再編基本計画においても、特に配慮が必要な児童の受入れは公立保育所が積極的に担っていくと明記をしていることから、このたび、医療的ケア児の地域支援体制を構築すべく、公立保育園に看護師を配置するとともに、看護師が休暇の場合の対策として、訪問看護ステーションと派遣契約を結ぼうとするものです。活動指標は、看護師が配置された公立保育所とし、平成30年度までの実績はゼロ、31年度の目標は1としています。事業の評価については、37点の査定がされています。104ページの事業費について、31年度から配置する看護師の人件費については、人事課が所管する人件費になりますので、ここには挙げていません。訪問看護ステーションとの派遣委託料として

年間36万円を計上しており、この財源は一般財源となります。105ページを御覧ください。二つの法令を参考として抜粋しています。一つは冒頭に申しました、児童福祉法で明記されている地方公共団体の体制整備に関する努力義務を規定した条文です。もう一つは児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例において、乳児4人以上が入所する保育所においては看護師等を保育士とみなすことができる、という規定を挙げています。実際の看護師の採用についてですが、1月21日から2月12日の間で、任期付職員の看護師1名を募集したところ、1名の応募があり、先日面接審査を行い、採用を決定したところです。これにより4月1日に看護師を公立保育園に配置し、医療的ケア児の受入れに向けて、保護者との面談や主治医との医療的ケアの状況確認等を行うとともに、関係機関との調整、医療的ケア実施マニュアルの作成等、体制の整備を行い、安全で適切な受入れの可否を判断し、必要な手続を行った後に、受入れを開始する予定としています。

吉永美子分科会長 執行部の説明が終わりました。委員の皆さんの質疑を受けたいと思います。

大井淳一郎委員 この事業によってお一人やられるということなのですが、今後この人数は増やしていくおつもりなのかという点をお伺いしたいと思います。

川崎子育て支援課長 特段この受入れを増やしていくということではなくてそういった申込みがあったり需要がある場合には、現在の体制の中で受入れができるかを判断して可能であれば受入れをしたいと判断しています。今看護師1名ですが今後そういった需要も増えて必要と思われる場合は看護師の増員も今後検討していきたいと思っています。

大井淳一郎委員 4月からということなのですが、具体的に公立保育所2園を回るのではなくて必要なところに1名配置するという形なんですか。

川崎子育て支援課長 配置の仕方も今後の需要によって見直し等も必要になると思いますが、現段階では1名の申込み希望がありますので、まず1園に配置してそこでの受入体制を取ると考えています。

大井淳一郎委員 参考までに市内の私立の保育園に看護師を配置しているところはあるのでしょうか。

川崎子育て支援課長 数年前には1園に配置がありましたが、今現在は私立にはありません。

矢田松夫委員 36万の新年度予算は派遣契約の経費であるという認識でいいんですか。

川崎子育て支援課長 そうです。訪問看護事業は自宅への訪問が基本でありそれには保険が適用されますが、保育園は保険対象外の事業になりますので自費という扱いでそれを市が負担するということで派遣契約です。

矢田松夫委員 今公立の保育所が5園ありますけれど、任期付きの看護師をそこにレギュラーで置くことをしなかったんですよね。今回例えば出合、下津に置くとか指定をされないんですよね。されるのであればどこの保育園に置くのかお答え願えますか。

川崎子育て支援課長 配置の決定は4月1日の採用時に公表になるんですが、今現在想定しているのは入所希望のある方が出合保育園に入所を希望されておられます。ということもあって、その配置ができればと思っています。

矢田松夫委員 この前からそういう対象園児がおられるということで新聞等に載っていましたよね。それが今現在おられるんですよね。ですから、その人が今通っているところであればそこで採用するのが望ましいのではないかということで、質問をしようと思ったんです。先に回答を頂きましたのでいいです。

山田伸幸副分科会長 この配置によって保育士とみなされるのであれば保育士の人数は変わるんですか。

川崎子育て支援課長 基準を満たす場合は、保育士の配置人数に看護師1名は含めていいことになりますので、全体の保育士の人数の一人に看護師をカウントするようになります。

山田伸幸副分科会長 看護師はほかの保育士と連携を取って、保育にも当たるということでよろしいのでしょうか。

川崎子育て支援課長 主担任ではなくて保育補助として保育にも当たることになります。

山田伸幸副分科会長 先ほど1名採用されたということなんですが、その方は乳児とか保育の経験があるのでしょうか。

川崎子育て支援課長 このたび採用させていただく方はこれまでいろいろな医療関係、もちろん看護師の職としても経験をお持ちでいらっしゃいました。また保育現場への実習等も関わっていらっしゃる経歴もありましたのでとても適任であると思っています。

杉本保喜委員 今回採用するのは非常勤であると考えていいんですかね。

川崎子育て支援課長 今回採用する方は任期付き職員ですので常勤です。その方が年休等を取られた場合の対応として、訪問看護ステーションから医療的行為が必要な時間だけ派遣で来ていただく契約を結ぶ予定です。

山田伸幸副分科会長 雇用条件ですが任期付きということは何年をめどに考えているんですか。

川崎子育て支援課長 これは人事課の所管ですが、任期付職員は一般的に3年であると思っています。

山田伸幸副分科会長 入所しておられる子どもさんに寄り添う形になるんだと思うんですけど、3年あればその子どもさんは卒園に至るのでしょうか。

川崎子育て支援課長 このたびの配置は今の子どもさんに限らず医療的ケアの子どもさんを受け入れる体制を整備するため、今後常時継続的に期限が切れても更新なり新しい募集なり体制の整備はしていこうと思っていますが、このたび入所希望があるお子さんは今後手術等によって恐らく医療的ケアは近いうちに改善される方であろうと思っています。

杉本保喜委員 場所が出合ということで、下関から仕事に來られて預ける人もいと聞いたんですけど、そういう方の子どもさんではないんですかね。

川崎子育て支援課長 このたび入所希望のある方は市内在住の方です。

大井淳一郎委員 今後、ニーズがあつて出合以外に医療的ケアが必要な方が入園を希望している場合は順繰りみていくのか、それともそういった方は出合に自動的に入る形になるのでしょうか。

川崎子育て支援課長 その状況に応じての協議検討になるかと思っています。今出合で医療的ケアが必要な児童がいらっしゃる場合には出合に配置して、またそういった希望があつて更に増員で医療的ケアの受け入れができると判断した場合には、出合を案内するようになるかと思っています。また今後出合で必要がなくなつて日の出の希望があれば看護師の配置をどうするのかとか、申込状況に応じて検討していくことになるかと思っています。本当は各園に看護師の配置ができるのが一番望ましいと思いますが、それは需要に応じて今後検討していきたいと思っています。

矢田松夫委員 今回の看護師の配置については結局対象園児がおろうとおるまいと国の法律で看護師の配置をしなさいよという解釈でいいんですか。たまたま今回はおられたけど、もしその方の病状が回復したりよそに転居して対象者がいなくなるということも考えられるし、国の配置基準という理解でいいんですかね。

川崎子育て支援課長 これは法令では努力義務ですので絶対に配置しないといけないものではないんですが、県内でも医療的ケア児の受け入れが可能というのは山陽小野田市を除けば私立の1園のみという状況です。努力義務ではありますが、山陽小野田市としましてはこのたび需要があつたことを受けまして、今後ずっと体制の整備を図っていきたいと思っています。

矢田松夫委員 ですから今回新聞報道でそういうことがあつたということで山陽小野田市が率先してやられたんだけど、さっき質問したように国の法律によって努力義務でありながら対象者がいない場合どうされるのか。

看護師ですから保育士にカウントされると言われましたけれど。

川崎子育て支援課長 医療的ケア対象児童が今後いなくなったとしても、山陽小野田市としては看護師の配置を継続していきたいと思っています。

吉永美子分科会長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では次の事業に入ります。審査事業２番、放課後児童対策事業。

川崎子育て支援課長 それでは107ページをお開きください。「放課後児童対策事業（放課後児童クラブ事業）」は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童について、放課後及び長期休暇中に小学校空き教室等で預かることにより、児童の健全育成と保護者の就労支援を図る事業です。この事業は、重点施策2「子育て世代から選ばれるまち推進プロジェクト」の（1）子育て支援の充実に該当する事業です。活動指標は、児童の受入率としており、平成29年度の実績は、目標100%に対し、95.6%となっています。事業の評価については、経常的事业であり査定はありません。108ページの事業費を御覧ください。平成31年度の予算のうち主なものは、委託事業者への保育業務委託料9,134万3,000円で、そのほかに光熱水費や修繕料等の施設維持管理に係る費用など合わせて9,256万4,000円で、財源は、保護者からの保育料収入と、国、県3分の1ずつの補助があります。109ページは、平成29年度の事務事業評価シートです。29年度は活動指標が95.64%であったため、目標達成度はBとなります。課題として、待機児童2クラブ、高学年の受入れ未実施が8クラブあること、延長保育の更なる拡充、受託事業所が雇用する支援員不足があり、これらの課題の解消策を検討し、早急に対応する必要があります。110ページを御覧ください。児童クラブの入所状況を、近年の拡充状況と併せてまとめたものです。表の真ん中辺りの列、平成30年4月1日の入所児童数は合計で789人、待機児童数は15人でしたが、このたび31年度の入所申込を受け付けたところ、その右列にあるとおり合計で830人と大きく増えており、その主な要因は、高千帆児童クラブで、今年度の115人から140人へ増加していることです。高千帆児童クラブについては、近年、待機児童が生じており、いろいろな拡充策を検討してまいりましたが、なかなか有効な方策がなく苦慮していました。そのため、昨年11月から、総合教育会議において、学校施設を活用した児童クラブの取組

を議題として協議を行い、また関係部署とも緊急に協議検討を行った結果、このたび、教育委員会及び高千帆小学校の協力をいただき、31年度については、小学校の特別教室をお借りして、児童クラブを1クラス増やして実施する方向で進めています。これにより高千帆児童クラブの待機はゼロとなる見込みです。また、本山児童クラブについては、31年度から高学年の受入れを開始する予定です。これにより、先ほど29年度の評価シートで説明した課題のうち、29年度は待機児童が2クラブでありましたが、今年度に第二厚狭クラブが開所したこと、来年度に高千帆小学校特別教室で1クラス実施する予定であることから、全てのクラブで待機はなくなる見込みです。また、高学年の受入れ未実施は8クラブでしたが、今年度に有帆、来年度に本山で実施するため、未実施は6クラブとなります。

吉永美子分科会長 執行部の説明が終わりました。委員の質疑を受けます。

杉本保喜委員 31年度で待機がゼロになる予定ということなんですけど、それはあくまでも受入学年が現状のままの場合を言うわけですよ。問題は6年生まで預かっているところと、3年生までという差があるというところ。これの解消が必要だと思うんですけど、29年度の事務事業評価を見ても、雇用する支援員の不足とか、場所の不足なんかもあると思うんですけど、何か決定的なものはないにしても、打開策というものはどういう方向性があるのかというところなんですけど。いかがですかね。

川崎子育て支援課長 確かに課題は残っています。支援員不足に関しましては、先日説明しましたが、賃金の問題も要因としてありますので、改善策として来年度からは賃金単価を事業所で設定していただく方向でさせていただきます。来年度は今年度よりも高い賃金で各事業所は雇用される予定としていますので、これが支援員不足の解消につながればいいなというところです。高学年の受入未実施が残っています。高学年の受入れについては近年、年次的に拡充できるクラブから一つずつ拡充してきているところです。まだ残っていますが、現在具体的な方策は、明確なものはないんですが、これまで拡充してきたように、総合教育会議でも議題として挙げていますので、いろいろな方面から検討していきたい。なるべく早急に方針を決めたいと思っています。

松尾数則委員 私は分校に行きまして、教育の環境は皆均一でないといけないと思っています。お話しがありましたけど、努力しますじゃ駄目なんだよ、やっぱり。何らかの結果を出すための何かをしてほしいなと思っています。支援員の給料が安いなら上げる算段をすとか、その辺の努力が必要ではないかなと思っていますけど、いかがでしょうか。

川崎子育て支援課長 もちろん努力しますだけではいけないのは重々承知しています。実際、努力してきた結果がこのたびの高千帆小学校の特別教室での実施にもつながりましたし、少しずつではありますが、成果は出しているとは思っています。支援員の賃金単価にしても、今年度は有資格者が市の提示で920円であったと思いますが、来年度は950円から1,000円で設定されると聞いていますので、賃金アップは図られることになっています。これまで出してきた結果を更に充実できるようにしていきたいと思っています。

大井淳一郎委員 来年度から高千帆にも一クラス増えるということなんですが、特別教室、小学校なんですが、たしか道路を渡っていくようになるし、今の児童館と距離があるということで、今まで過ごしていた環境も変わってくると思うんですが、その辺の対策はどのように考えていらっしゃるでしょうか。

川崎子育て支援課長 高千帆小学校の件については、学校からも大変協力的な言葉を頂き、有り難く思っています。現在実施している高千帆児童館での児童クラブ支援員も学校に迷惑が掛からないように、また児童が安全な運営ができるようにということをいろいろ検討しまして、小学校の特別教室では3年生の受入れを行おうと思っています。1、2年生は今までどおり児童館。また、土曜日に関しては実際に来られる児童数が少ないので、土曜日については1年生から3年生まで児童館で保育を行う。また、長期休みについては、一旦全員児童館に集合して、児童館から3年生のみを支援員が学校に連れて行って、そこで保育をすとか、始めて見て不具合があれば改善をしていきますが、そういった安全に配慮した運営を検討しているところです。

恒松恵子委員 今年度、長期休暇中の朝を30分早くされたと思うんですが、それについて利用者の評判はどうでしたか。

川崎子育て支援課長 朝早く開いていることは大変助かるという声は聞いています。

恒松恵子委員 夕方5時から6時は延長保育の希望を出すということですが、その割合はどれくらいあるのか、今後、18時以降の延長についての方角性をお聞かせください。

川崎子育て支援課長 夕方5時から6時までの延長を希望される方は6割程度の方角です。6時以降の更なる延長も確かに保護者からの要望もありますが、支援員不足が改善されていませんので、31年度実施は整いませんでしたが、今後それに向けて進めていきたいと思っています。

大井淳一郎委員 児童クラブ、児童館とは厳密には違うわけですが、実施場所が児童館あるいは小学校の空き教室を使っているんですけど、小野田児童館ですよ。ほかのところは耐震性があるのに対し、学校もありますからね。小野田児童館に関しては、前から言われているように、昔の図書館ということで耐震性もなく、一般質問でもありましたように、基準を満たしていないのではないのかという指摘もあるんですけど、今後、この小野田児童館の環境整備をどのように考えていらっしゃるでしょうか。

川崎子育て支援課長 小野田児童館は築約60年で、随分老朽化していることは承知しています。早急に施設の今後の方角を決めなければならないと思っています。ただ、あの施設は児童館、児童クラブだけでなく、2階にふれあい相談室などもある複合的な施設ですので、今後の方角を立てるには各事業のそれぞれの実施場所を検討しなければなりませんし、また、万が一建て替えるとしたら、どの規模で建て替えるのか、財源も考慮しなければなりませんし、いずれにしても、幾つかの選択肢から方角を決めないといけないと思っています。まだ、具体的な方角は決まっていますが、先日から、これについても総合教育会議等で議題として、様々な方面からの意見を頂いているところです。なるべく早くに方角を出せるようにしたいと思っています。

矢田松夫委員 課長は先ほど賃金アップすれば雇用の拡大じゃないけど、支援員の拡充が図れると言われましたけれど、大体100万ぐらいしか委託

料は増えていないんですね。平均的に12クラスで、12場所で割ると10万ぐらいですよ。そうならんかいね、計算。賃金アップはどのくらいになるんですか。雇用の単価。10万で割ったらほとんど賃金単価というのは、みすぼらしいような結果になるというようなことにならんのかね。

別府子育て支援課課長補佐 委託料につきましては市で計算方法を定めていまして、それに基づいて委託料を計算しています。委託料の範囲の中で運営していただくのは今後も変わりありませんが、今年度までは市が支援員の賃金を決め、それに従って委託先で支援員を雇っていただいていた。しかしながら、委託先から、市が決めた委託料が近隣市と比べて必ずしも高くなく、そのため、なかなか支援員が集まりにくいという状況があるため、委託先で賃金を決めることができないだろうかという要望を頂いて、そういう方向に変更したということです。この中に賃金のアップがダイレクトに反映されているということではなく、委託先で賃金の設定ができるようにしたということです。

川崎子育て支援課長 保育業務委託料は確かに30年度に比べて100万程度しか増えていないんですが、これは予算ですので、実際は支援員が不足というところで経費が掛からなかったということだと思うんですが、委託料の返還が生じています。実績額としては7,600万程度でした。この予算の範囲内で賃金アップを図って、委託業務はできると思っています。

矢田松夫委員 賃金アップをすれば支援員が来るんだということではなくて、支援員そのものが人材不足ということはないんですか。

川崎子育て支援課長 児童クラブは二人のうち一人は有資格者ということで、そこは保育士の資格であるとか、教員の免許が必要になってきますので、その辺りは現在の保育士不足というところの影響はあると思っています。

山田伸幸副分科会長 児童館なんかで話を聞くと、支援員の確保を要望していかないと休みが取れない。特に夕方で、どうしても休まざるを得ないときに代わりがないということもあって、その辺の補充もしていただきたいということもおっしゃっていたんですけど、そういう緊急の需要に

対して、今の体制が答え切れているのかどうなのか、その点はいかがでしょうか。

川崎子育て支援課長 受託者の一つは社会福祉協議会ですが、そこについては複数のクラブを受託しているということ、また、コーディネーターという職員を配置していますので、緊急の場合で不足しているところには支援員が代替で入るといった体制は取っています。もう一つの民間事業所につきましても、併設で保育園、幼稚園がありますので、その辺りの支援員のカバーはできると聞いています。

山田伸幸副分科会長 児童館を使っていて、普通の児童館業務ができないくらい児童クラブで一杯一杯になっていて、児童館長も基本的にはフォローに回らざるを得ないという実態があらうかと思うんですけど、その点については市としてどのように考えているんでしょうか。

川崎子育て支援課長 児童クラブ数が多いところでは児童館スペースの占用というのも課題の一つとっていますが、まずはそのほかの、高学年の受け入れができないとか、そういったところの課題の解消を優先して取り組んでいます。そういった課題を解消した後にといいいますか、課題解消と併せて、児童館スペースの確保というところも念頭に置きながら考えています。

吉永美子分科会長 ほかによろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）次28番に入ります。地域生活支援拠点整備事業です。

辻永障害福祉課長 資料の147ページを御覧ください。地域生活支援拠点整備事業について説明します。まず事業概要ですが、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築します。補足資料の149ページに必要な機能とその方向性等の説明、山陽小野田市地域生活支援拠点等のイメージ図を添付していますので、詳しくはそちらを御覧ください。対象は障がい者、手段は地域支援のための拠点の体制整備を行う、そして、意図ですが、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築し

ます。活動指標又は成果指標ですが、居住支援のための機能のうち、市内に24時間体制の相談拠点と緊急時の受け入れ・対応について、その整備のための費用を新年度当初予算案として計上しています。そのため、この欄は活動指標として設定し、市内に24時間体制の相談拠点及び緊急時短期入所の受入体制を平成31年度にそれぞれ整備するとして記入をしています。本事業の妥当性についてですが、対象とする人が適切に設定され、親亡き後を見据えると支援体制の構築についての必要性が認められ、国の基本指針に基づき、第5期障がい福祉計画の成果目標にも設定されていることから、妥当と考えます。同様の理由で有効性があると考えます。効率性については、指定管理者制度が既に導入されている事業を拠点として整備を行い、相談拠点において相談は無料としています。次に予算について説明します。148ページを御覧ください。今回は、相談業務委託料と緊急時短期入所委託料を新年度当初予算が必要なものとして計上しました。相談業務委託料については、平成30年度と比較して職員1名増に伴う人件費等諸費用分を増額した額を委託料としました。具体的には、歳出は、緊急時短期入所委託料87万5,000円と相談業務委託料1,981万8,000円、合計2,069万3,000円となります。また、歳入は、歳出の一部が補助対象となっており、その割合は国2分の1、県市が4分の1となります。

吉永美子分科会長 執行部の説明が終わりましたので皆さんの質疑を受けます。

大井淳一郎委員 拠点の場所はどこですか。まつば園のところですか。

辻永障害福祉課長 相談支援事業所の「のぞみ」を想定しています。

大井淳一郎委員 まつば園とのぞみ園は併設していますからね。そののぞみ園の隣の白い建物だと思うんですけど、これまでも24時間体制で当たっていたんじゃないですか。それとの違いを教えてください。

辻永障害福祉課長 これまでのぞみ園では24時間体制は行っていませんでした。圏域の相談支援事業所である宇部市内の3事業所に宇部市と協定を結んで委託する形で対応していました。

杉本保喜委員 今回の拠点ということで、ポイントになるのはコーディネータ

ーを配置というところにあると思うんですけど、このコーディネーターについて説明をお願いします。

辻永障害福祉課長 コーディネーターですが、緊急時の受入れ対応が必要な利用者と相談支援拠点において相談される利用者が具体的に必要とされる福祉サービスを結び付ける役割があると想定しています。

杉本保喜委員 コーディネーターは単純に考えるとのぞみ園に置いて、24時間体制の相談体制を作るという解釈になるんですかね。そういう考えでいいんですか。

岡村障害福祉課課長補佐 そのように考えています。

矢田松夫委員 常駐ですか、転送電話ですか。それと事業費の内訳が載っていないんです。ただ単なる委託料だけしかないんですよ。その二つをお答えください。

辻永障害福祉課長 夜間・休日は転送電話で、携帯電話での対応を想定しています。委託料については、詳しい資料は提示していませんが、先ほど説明したとおり、現員がのぞみ園の施設長である者の給料を含めた4人を想定してまして、それにプラス1名。新年度としては新たに5人を想定しています。職員給料、賞与などの人件費、あるいは、現在は車のリースを1台としていますが、それにもう1台プラスして2台の車のリース料とします。それ以外にも夜間休日手当、電話の諸費用を想定して計算し、これだけの金額の増額が必要ということで今回計上させていただきました。

大井淳一郎委員 緊急時の短期入所委託料ということなんですけど、短期入所はどのような形ですか。そこの部屋にということはないですよね。

辻永障害福祉課長 緊急時の短期入所につきましては指定障害者支援施設であるみつば園に空床を1床確保して、対応していただくということでの委託料を想定して計上しています。

山田伸幸副分科会長 財源内訳のところ国が50%、県が25%、一般財源

25%ということなのですが、一般財源の25%というのは1,305万2,000円の中に254万7,000円が含まれているという形なんでしょうか。

辻永障害福祉課長 市の持ち分として254万7,000円がこの中に含まれているということです。

山田伸幸副分科会長 実際これまで、どの程度の相談件数が宇部に委託されていたんでしょうか。

岡村障害福祉課課長補佐 昨年度で436件、今年度は360件前後の見込みです。

山田伸幸副分科会長 件数を聞いてびっくりしたんですけど、ということは毎日あるというふうに思ったほうが間違いないと思うんですけど、具体的にはどういった内容の相談が行っているんでしょうか。

岡村障害福祉課課長補佐 夜間は件数的には少なくなると思いますが、日中の相談も含めての430件程度になります。内容としては障がい福祉サービスに関するものが一番多く相談件数としては上がっています。

山田伸幸副分科会長 緊急入所はどのような内容の方が緊急入所になるんでしょうか。

岡村障害福祉課課長補佐 介護者の急な疾病によって援護ができなくなった場合を想定しています。

吉永美子分科会長 ほかにありますか。(「なし」と呼ぶ者あり) それでは職員入替えのために9時55分まで休憩します。

午前9時46分 休憩

午前9時55分 再開

吉永美子分科会長 それでは休憩を閉じまして、民生福祉分科会を再開します。

審査番号②の3款民生費ですね。134ページですね。まず、1項社会福祉費の1目社会福祉総務費ですね。初めに134、135ページ。

山田伸幸副分科会長 民生委員の推薦についてお伺いするんですが、地域で探してくれとよく言われるんですが、民生委員推薦会、これは事実上、地域から挙がってきた人をただ了解するだけとなっているんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

岩佐社会福祉課長 民生委員推薦会の委員につきましては、地域から推薦された方が適格かどうかを審査いただくための委員会です。人を地域から探してくるといふ委員会ではありませんので、挙がってきた皆様方が適格かどうかを判断するという会になります。

山田伸幸副分科会長 不適格条項とかそういうのがあるんでしょうか。

桑原社会福祉課地域福祉係長 条項というところまではないですが、政治的な活動をされているとか、そういったところ、あと、お答えになってないかもしれませんが、今、民生委員になられるに当たっての不適格というのは特に判断としてはないところであります。

杉本保喜委員 逆に言えばこの委員の方たちの適格ですよ。どういう分野の人たちを委員として組織しているかということですよ、問題は。

桑原社会福祉課地域福祉係長 委員になられる方ということで規則の中で掲げているのが、民生委員、それと社会福祉事業の実施に関係ある者、それと社会福祉団体の代表者、あと教育に関係ある者、関係行政機関の職員、最後に学識経験のある者という条項があるので、その中から委員を選んでいるというところになります。その方が推薦委員となって民生委員の推薦の適格を判断するということになっております。

杉本保喜委員 この委員会みたいな、会合みたいなのはあるんですか。

桑原社会福祉課地域福祉係長 推薦会自体が会合というか、推薦が挙がったときに集まってもらって会を開くということになっています。

大井淳一郎委員 今、民生委員の欠格と言うわけではないんですけど、政治的活動というのがありましたけど、実は、この民生委員は地位利用ということの禁止ということで政治的活動をしてはいけないというのはあるのはあるんですけど、中には結構、後援会名簿を持って歩いて、名前書いてくれと言って回る人もいるというのも聞くので、その辺の研修というか、ちゃんとその辺はやられていますか。つい本人は一生懸命やっているだけ、それが良くないことだと理解されていない方もいらっしゃるに耳にするんですが、いかがでしょうか。

岩佐社会福祉課長 山陽小野田市に4地区の地区民児協がありますので、毎月定例会を開いています。その中でおいても日々研さんをいただいていますので、適格な活動をしているものと信じていますし、まず研修は毎月行っていますので、その中でも今そのようなことがあるようであれば再度事務局からでも投げ掛けて行うようにしたいと思っています。

山田伸幸副分科会長 職員のことでお伺いしたいんですけど、今ケースワーカーの人数とそれから大体一人当たりどのぐらいの生活保護の受給者に当たっているのか。それと女性のケースワーカーがおられますが、それに対する評価についてお答えください。

岩佐社会福祉課長 今この給料の中のことを言われているのかと思いますが、ここに挙がっております18名のうち5人が社会福祉課の担当でして、これは課長を含めましてあと地域福祉系の者です。この中にはケースワーカーの職員給与は入っていません。後で民生費の生活保護費の中であろうかと思いますが、そのときでよろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

吉永美子分科会長 8節の報償費は、今回、課長提案事業の国保の保険料、いわゆる口座振替率のアップのためのキャンペーンの部分が入っていると思うんですけども、今の何パーセントプラス何パーセント引き上げたいという具体的な考え方があればお知らせください。

桶谷福祉部次長 ただいま御質問いただきました口座振替のキャンペーン事業です。ここに計上していますのは、国民健康保険料における口座振替キャンペーンの報償費ということです。口座振替率ですが、平成28年度

の数値ですが、山陽小野田市は44.39%です。一方13市の平均は50.03%ですので、県内13市の平均に比べて本市はかなり口座振替率が低いという状況です。そういった課題もありましてこのたびこの口座振替キャンペーンを実施することとしています。

吉永美子分科会長 それでどのくらいパーセンテージの目標がありますかとお聞きしたつもりです。

桶谷福祉部次長 目標としましては、県内13市の平均である50%を考えています。

吉永美子分科会長 次、136、137ですね。

山田伸幸副分科会長 民生児童委員行政調査委託料、それから生活困窮者自立支援事業委託料というのがあるんですが、これの内容とこれは国からの資金がどのくらい入っているのかその点についてお答えください。

桑原社会福祉課地域福祉係長 私から民生児童委員行政調査委託料について説明します。こちらについては民生委員、児童委員の活動費となっていて、全額国からの補助になります。内訳としましては、民生委員、児童委員一人当たり5万9,000円掛ける定数分の158名の金額となっています。それと、会長の役職として一人当たり1万1,920円掛ける4地区の会長費を含めまして、合計としましてこちらの金額が計上されています。

平中社会福祉課主幹 13節生活困窮者自立支援事業委託料の内訳ですが、生活困窮者自立相談支援事業の委託料が860万100円、それから生活困窮者就労準備支援事業委託料が336万8,100円となっています。それぞれの事業なんですけども、生活困窮者自立相談支援事業というのは、生活困窮者やその家族等からの相談に対しまして情報提供や関係機関へつなぐなどの対応をするとともに、必要に応じて支援プランを立てて期間を定めて支援をしていく事業であります。これは法では必須事業となっていて、4分の3が国庫負担金として入ってまいります。それから生活困窮者就労準備支援事業というのは、就労が著しく困難な生活困窮者に対し、期間を定めて就労に必要な知識の習得や能力の向上の

ために必要な訓練をする事業です。こちらは3分の2が国庫補助金として歳入に充てられています。

矢田松夫委員 今の関連ですけれど、委託料が年々上がっていますが、その上がった原因というのが相談人数が増えたということの理解でいいですか。そういう人がたくさんいるということでもいいんですか。

平中社会福祉課主幹 生活困窮者自立相談支援事業の相談件数は、平成27年度61件、28年度72件、29年度62件で、毎年60から70件程度の相談ということで、特に相談が大幅に増えているということではありませんけれども、内容を充実させて事業をどんどん広げていきたいということで予算の拡大を図っているものであります。受託者の社会福祉協議会それからワーカーズコープにはどんどんとアウトリーチで生活困窮者を探していってもらうように今ハッパをかけているところであります。

吉永美子分科会長 次の2目障害者福祉費です。138、139ページいかがですか。

矢田松夫委員 議会の一般質問でもあったんですが、障がい者支援ということの関連性でありますけれど、カラーユニバーサルデザインと言いますか、色覚の視力の弱い方の対応と言うんですか、例えば、全国的には市のホームページなんかはそういった色弱への対応をされている市が増えているんですが、本市においては今年そういうことをされるのかされないか。そういうことを考えているのかどうなのか。される前、考えているか、考えてないか。ホームページ等の対応について。

辻永障害福祉課長 ホームページ等については基本的に、管轄はシティセールス課で対応していますが、ホームページを作る上でマニュアルが制定されています。その中に、色弱の方に対する配慮という内容も記載されているので、そこは問題ないのではないかと考えています。

山田伸幸副分科会長 委託料の中の手話奉仕員養成事業委託料なんですが、これは現在、養成をされた後、実際に手話通訳をされているのは何人ぐらいおられるのか。また、要約筆記も最近需要が高まっていると思うんで

すが、実際に行われる方はどの程度おられるのかお答えいただきたいと思います。

大坪障害福祉課障害福祉係長 手話に関する方が32名、要約筆記に関する方が12名です。

山田伸幸副分科会長 やはりそういった方々に対するいろんな場面での要望というのは多くなっているのでしょうか。

大坪障害福祉課障害福祉係長 手話派遣につきましては、聴覚障がいの方からの申請に基づきまして、例えば通院でありますとかそういったことに関しまして今派遣を行っています。それと同時に市の主催事業につきまして手話通訳及び要約筆記につきまして配置をしているところです。

矢田松夫委員 先ほどの色弱の関係ではありますが、問題ないと回答されましたけれど、全国的には市のホームページを立ち上げますといきなり色弱の方へはこういうふうにリードするんじゃないですけど、例えば字が大きくなったり、あるいは色弱の方についてはこういうふうにしなさいという、最初から説明事項があるんですが、問題ないというのはどういう意味で問題ないと言うんですか。

辻永障害福祉課長 あくまでマニュアルの中で色弱に対するいわゆる配慮をしているという意味で問題がないと回答をさせていただきました。細かい画面での対応となると、私も詳しく中身まで把握はしていませんので、そののところについては改めて確認をさせていただけたらと思います。

吉永美子分科会長 そうですね。また、別の機会に確認していただいて、また、報告いただけたらと思います。

矢田松夫委員 では先ほどの件、とにかくよその市見てください。参考に。手話の養成事業委託料が昨年58万、私の見方が悪かったら申し訳ないですけど、新年度は倍になっていますが、この理由は何かありますか。

大坪障害福祉課障害福祉係長 手話養成講座につきましては、例年、手話奉仕員を養成するのが58万円ほど予算要求させていただいています。それ

に加えて、来年度は手話をやられている方のスキルアップということで、スキルアップ講座を加えて42万円ほどですね。それで100万円という予算要求になっています。

山田伸幸副分科会長 手話通訳ができたなら市役所の窓口の皆さんやっていたかといいんですけど、実際には筆記での面談ということになっているんですけど。窓口対応における手話の必要性は感じていないでしょうか。いかがでしょうか。

辻永障害福祉課長 手話の必要性についてですけれども、現状としてはもちろん手話を必要とされる方はいらっしゃいますが、途中で聞こえなくなった方とかは逆に手話ができず、そういう場合は要約筆記を必要とするという方もいらっしゃり、必ずしも手話が全てではないと考えています。そういった意味で感じていないと言えましょうになりますが、あらゆる形で窓口において職員が来られた利用者の方に対応するのが適切なのかなと考えています。

山田伸幸副分科会長 では市でそういう窓口対応に当たられる職員に対する手話の必要性は取りあえず今はないと判断してよろしいですか。

辻永障害福祉課長 手話を学ぶというのは時間が掛かり、手間も掛かることであります。実際、市の手話奉仕員等養成研修におきましても1年目の入門で35時間、2年目の基礎編で45時間、合計80時間を要するという形であり、なかなか習得する上で大変な部分があります。奉仕員のレベルで簡単に通訳までの難しい言葉までできるかと言われると、なかなかそこまではできない。むしろボランティア的な要素が強いと考えていますので、簡単に職員に手話をというのは難しいのかなと考えています。

吉永美子分科会長 次の140ページ、141ページです。

山田伸幸副分科会長 障がいの子どもを持っておられる親の一番の不安はやはり自分が死んでしまったあとに、子どもがちゃんと社会で生活できるだろうかということだと思っただけですね。その点で、そういった心配をしなくていいように預金をとにかく子ども名義で残していくということをされていると思うんですけど。市でそういった親の相談といいますか、実

際に来ておられるかどうか、その点をお聞かせください。

岡手障害福祉課障害支援係長 今、質問のありました親亡き後のことでお金がというような相談は窓口等では直接受けたことはないんですが、主な相談内容としては今は親のお金で生活している、その後、今家にいるけど自分で自立して生活できるように就職を見付けたいとか、住む場所の確保というような相談は時々受けることはあります。

吉永美子分科会長 この単独事業として、意思疎通支援者派遣事業委託料というのを説明いただいているんですか。

辻永障害福祉課長 意思疎通支援者派遣事業委託料というのは、単独事業と2種類書いてあると思うんですが、一つは国の地域生活支援事業に基づいて行う事業で、聴覚障がい者等により意思疎通を図るために支援が必要な方に手話通訳や要約筆記に係る意思疎通支援者を個々の人に対して派遣を行うということになります。意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者、要約筆記者を派遣するんですけれども、この業務を山陽小野田市社会福祉協議会に委託しており、社会福祉協議会で手続を行っていただくということになります。もう一つ単独で実施している事業についてですが、先ほど大坪からも話が出ましたが、市主催のいわゆるイベント、行事、講演会等で、実際にイベントに参加された方に実際に聴覚障がい者がいるいないにかかわらず、市があくまで自主的に手話通訳者や要約筆記者を設置してそのイベントの内容について伝えていくということで、これも山陽小野田市社会福祉協議会に委託しているということです。

吉永美子分科会長 だから個人的な、個々とは言われましたけど、要はイベントとかそういったところでの派遣というのが基本ということですね。

辻永障害福祉課長 単独事業はそうですね。

大井淳一郎委員 そのイベントへの派遣なんですが、昨年の決算委員会でも少し指摘があったと思うんですが、このイベントを増やしていく、来年度ですね。その点はいかがですか。

大坪障害福祉課障害福祉係長 イベントにつきましては、予算要求する前に庁

内で要望を取りまして、今年度11事業予定していたんですが、来年度の今回の予算要求については14事業で予算要求しています。

大井淳一郎委員 三つ増えたと思うんですが、どこが増えそうですか。

大坪障害福祉課障害福祉係長 増えました事業が認知症普及啓発イベント、続きまして在宅医療介護連携推進事業市民フォーラム、三つ目がスマイルシティデザインフォーラム、この三つを新たに加えています。

山田伸幸副分科会長 今、扶助費の助成をいろいろ見ているんですが、この中ずっと見て、挙がってないんですけど、高齢者のほうにある安心ナースホンですけど、以前は障がい者の方も使われていたと思うんですけど、これは全部高齢者に含まれて行ったということによろしいのでしょうか。

古谷高齢福祉課高齢福祉係長 高齢福祉課がしていますナースホンに障がい者も含まれています。

山田伸幸副分科会長 成年後見人報酬33万6,000円があるんですけど、今実際に市内でこれを受けていただける方は何名程度いるのでしょうか。

辻永障害福祉課長 現時点では把握はしていません。実績はゼロです。

吉永美子分科会長 次のページ、142、143の上段ですね。2目。

杉本保喜委員 やむを得ない事由による措置費、これが昨年と変わらない予算額を挙げているんですけど、これの実績はどうなんのでしょうか。

辻永障害福祉課長 平成29年度の実績はゼロということになります。30年度は現時点ではありません。

吉永美子分科会長 このやむを得ない事由というのは何ですかというクエスチョンが入っていると思います。

岡村障害福祉課課長補佐 虐待等によって緊急に措置が必要な場合の措置費になります。

吉永美子分科会長 3 目高齢者福祉費です。このページだけ、需用費まで。

矢田松夫委員 光熱費、前は陶好会館ということであったんですが、どうなんでしょうか、全体の陶好会館の新年度予算の金額分かりますか。それからこの利用者人数の拡大が金額によって図られるかどうかその答えができますか。

古谷高齢福祉課高齢福祉係長 まず光熱水費で陶好会館の金額ですが、6 万円、水道代 1 万 8,000 円、電気代 4 万 2,000 円で 6 万円上がっています。あと、人数を増やすということに関しましては、今現状ではなかなか増えていない状況ではありますけれども、その辺りは課としても考えていかなければならないところとは考えています。

矢田松夫委員 この 6 万円で金額が問題なのか、そういう対象者というんですかね、ここで、陶好会館、いわゆる焼き物ですが、そういう方が少なくなるのか、お金が問題なのか、対象者が少ないのか、どうなんですかね。対象者を増やそうと思ったら、6 万円以上上げることによって、そこで支援をされるという人が増えるということにはならないのか。どうなんですか。

古谷高齢福祉課高齢福祉係長 対象者が増えれば光熱水費も増える可能性というのはあると思うんですけども、老人福祉作業所というのは高齢者の方が生きがいとかそういったものを持たれ、中で交流等をされる大切な事業ですので、その人数を増やしていくというのは大切なことであると考えています。

杉本保喜委員 ねんりんピック出場者祝金が昨年と同じ数値なんです。傾向としては増えているんですか。減っているんですか。

石井高齢福祉課主査 30 年度に出席された方はサッカーで 5 人、ボーリングで 1 名となっています。特に減っている感覚としては事務局は持っていません。

吉永美子分科会長 144、145 ページの 3 目。

大井淳一郎委員 昨年の決算委員会でも指摘したんですが、敬老会ですね。この時期を少し考えてほしいということがありました。あのときは敬老会をまだやっていなかったのですが、その後反省会というか、そういったこともあったと思うので、意見を聞いていると思うんですが、その辺は今後どのようになりそうでしょうか。

古谷高齢福祉課高齢福祉係長 今委員言われましたとおり、10月に敬老会反省会を毎年行っています。そこで各地区社協の方も出席され、敬老会の時期についてこちらからお伺いしました。その際に9月の時期についてどうでしょうかということではほかの時期とかそういったことについて考えをお伺いしたところ、敬老の日がある9月で行うのがいいだろうという意見になりましたので、来年度以降も9月開催ということで考えています。

大井淳一郎委員 9月に開催というのは、9月は敬老の日に必ずやっているんですが、敬老の日に行くという意味でしょうか。それとももうちょっと後とかいう意味でしょうか。何が言いたいかという、5年に1回ぐらい台風とぶつかって、弁当のキャンセルとか結構大変なんです。弁当キャンセルできるどころできんところがあったり。配る配らないのこともあって、その辺何も出なかったんですかね。ちょっと聞き方も悪いんじゃないですかね。アンケートとか取られたほうがいいんじゃないですかね。

古谷高齢福祉課高齢福祉係長 その場の聞き方というものもあるかもしれませんが、一応毎年9月にしているんですけど、この時期変更等という意見をお伺いしたんですが、その中で今9月の敬老の日に行っているんですけど、それをずらすという意見は特に出ませんでした。

山田伸幸副分科会長 暑さに対する問題というのはその中で出てきませんか。私も毎年お世話するほうで参加させていただいていますけれど、いつでも困るのが暑さ対策なんです。幾ら大型の扇風機を据え付けたとしても中央まで回らないんですよ。仕方なしに扇風機の前に氷を置いて、それを回すんですけど、中のほうには全く効果がない。以前は余りの暑さのために倒れられて救急車が出動するということもありました。常に2

名の看護師経験者の方が張り付いて、様子をうかがうという状況があるんですけど、そういう実態というのは報告は上がっていないんでしょうか。

兼本福祉部次長 実際に私も反省会には出席しました。そこで聞き方が悪いんじゃないかという話もありましたけども、実際、委員から話が出ました暑さの問題であるとか、開催時期の問題について投げ掛けたわけです。そこで返ってきたのがこちらがびっくりするぐらいどうして敬老会の日以外にやるのという反応だったんです。事務局としても投げ掛けられた問題に対してそういう答えが返ってくれば、これはもう一回考えましようということになるうとは思いますが、ただこの反省会は地区の役員の方だけの声ですので、実際にどのような参加者からの要望があるか、全数を把握したわけではありません。おられる中には暑いなって感じている方もいらっしゃるのではないかなと私は逆にそっちの意見をたくさん言われるのかと思ったんですけど、実際の反省会の中では時期についても、敬老の日以外でなぜ実施するのかというような声も聞かれたというのをお伝えしておきます。

山田伸幸副分科会長 ちょっと聞き方を変えますが、各会場でエアコンが効いているところでやられるのは、何箇所あるんでしょうか。

古谷高齢福祉課高齢福祉係長 何箇所という詳細は把握していませんので、また確認したいと思います。

大井淳一郎委員 公民館でやられているところ、厚陽とかも公民館だったと思うんですけど、公民館はエアコンが効いているのでいいと思うんですが、小学校の体育館を使うところが小野田地区では多いわけなんです。そういうところでは山田委員も言われるように扇風機を公民館から借りて入れているんですが、はっきり言って去年はそんな大したことはなかったです。ですからそういう声も少なかったかもしれませんが。例年暑いので、特にクーラーのないところはちょっと大変だと思うんですけどね。あるなしも含めてお答えください。

吉永美子分科会長 調べておいてくださいね。

山田伸幸副分科会長 ケアセンターさんよう指定管理者委託料があるのでお聞きしますが、ここは地域の方に屋上のお風呂を使っていたかというのが最初だったんですけど、これ実際には使われていないと思うんですけど、いかがでしょうか。

古谷高齢福祉課高齢福祉係長 委員御指摘のとおり現在利用者はないと聞いています。

吉永美子分科会長 利用者がいないというよりも利用できるようになっていきますか。

古谷高齢福祉課高齢福祉係長 利用はできるようになっています。

吉永美子分科会長 一応なっているんですか。何人入れますか。大勢で行ったら足湯です。たくさん入れません。旧山陽町のとくに出来上がって見に行ってみてびっくりしましたけど。お風呂は沸かしてはいるんですか。

古谷高齢福祉課高齢福祉係長 お風呂に入る前にまず電話で申込みいただいとなっています。

杉本保喜委員 生きがいと健康づくり推進事業委託料ということなんですが、これは継続で老人クラブ連合会とともにスポーツ大会等の実施やふれあいの場を提供しますということなんですけれど、昨年度の実績はどうなんでしょう。

古谷高齢福祉課高齢福祉係長 老人クラブ大会が396人出席されています。老人クラブグラウンドゴルフ大会が159人、はつらつシニアスポーツ大会小野田地区が225人、山陽地区が277人、シルバーふれあいサロンが延べで1,700人となっています。

杉本保喜委員 数値を見ると非常に参加者が多いと感じるんですけど、基本的には例年どおりの形でやっていきたいという思いですか。

古谷高齢福祉課高齢福祉係長 委員言われるとおり、老人クラブ大会、スポーツ大会等は生きがいと健康づくりに資する事業であると考えていますの

で、今年度も行っていきたいと考えています。

山田伸幸副分科会長 19節の負担金、補助のところですけど、介護保険低所得者利用者負担軽減助成金が19万8,000円になっているんですけど、この助成の内容について、どれぐらいの人数おられるのかについてお答えください。

岩本福祉部長 これは高齢者援護事業で行うものでありまして、ホームヘルプサービス利用費用の一定割合を助成するものです。本年度の実績は今調べることは可能ですけども、29年度言いますと2名で、延べ5人の利用実績です。

杉本保喜委員 20の扶助費のところの無年金者特別給付金というのが、予算額が29年、30年、今回とだんだん減っているんですね。これはどういうふうに分析すればいいんですかね。

古谷高齢福祉課高齢福祉係長 無年金者特別給付金の予算が減っているということなんですけれども、実績としましては二人ほど対象が以前からいらっしやいまして、不用額として残る額がありましたので、予算を少し減らして対応しているように。特に対象人数が減ったとかそういうことではありません。

吉永美子分科会長 福祉サービス利用申請書というのがありますよね。その項目はここのところで委託料と扶助費に入っているのかな。何項目入りますか。

古谷高齢福祉課高齢福祉係長 福祉サービス利用申請書の中で該当するのが訪問理美容サービス、福祉電話、寝具乾燥サービス、生活管理短期入所、施設入浴サービスです。

吉永美子分科会長 給食サービスって今やっていますか。

古谷高齢福祉課高齢福祉係長 現在行っていません。

吉永美子分科会長 これ利用申請書からなぜ外さないんでしょうか。

古谷高齢福祉課高齢福祉係長 これは外す必要があると思います。すみませんでした。

吉永美子分科会長 早急に外してくださいね。この中で利用者がいない事業ってありますか。今の5事業。例えば2段目は寝具乾燥事業委託料ということで、ちなみに実績をお願いします。

石井高齢福祉課主査 上の寝具乾燥からですけれど、寝具乾燥につきましては2回実施していきまして、延べで58人です。入浴サービスは2人実施していきまして、見込みですが42件。緊急時短期入所サービスについては利用がありません。訪問理美容サービスにつきましては、3名で9回です。生活管理短期入所事業につきましては今時点ですが、4回の実施で17日間です。

吉永美子分科会長 それぞれ実績があるんですが、この福祉サービスを今後廃止しようと考えているものがありますか。

古谷高齢福祉課高齢福祉係長 現在のところこの福祉サービスで廃止を検討しているものはありません。

吉永美子分科会長 やはり現実には事業所に行って、ちょっと考えていますという話をしに行った職員がいるでしょ。だから申し上げたわけです。だから利用者があるのであれば、本当にそれが必要なかどうか、廃止を考えているのであれば、それを本当に検討されて、事業というのはどれだけ必要とされている方がいるかということは感じながら、給食サービスはそれなりの理由があったというのは、前お聞きしていますけれども、廃止とかいうときは慎重にされないといけないので、現実には事業所に行って言われたことがあったでしょ。ということですので、よく考えて動いていただけたらと思いました。

古谷高齢福祉課高齢福祉係長 敬老会でエアコンのあるところとない施設なんですけれども、12会場のうち、エアコンがある会場が3会場で、あと残りの9会場はエアコンがない施設となっています。

山田伸幸副分科会長 3施設の名前を言ってください。

古谷高齢福祉課高齢福祉係長 3施設は厚狭の不二輸送機ホール、出合地区の出合公民館、厚陽地区の厚陽公民館講堂です。「津布田は」と呼ぶ者あり）津布田は埴生と合同です。

大井淳一郎委員 いずれにしましても、この前反省会でこれで何の問題もないわという理解ではなくて、皆さんの前でなかなか意見を言いつらい面もあると思うので、もう一度社協と市でアンケート取るなりして本当に暑さ対策をどうしていくのか、日にち変えないのであれば。敬老月間の中であれば別に9月の終わりでもいいと思うんですよね。そういう柔軟な考え方もしてください。お願いします、要望です。

吉永美子分科会長 4目後期高齢者医療費。5目国民年金事務費。6目福祉センター運営費。

山田伸幸副分科会長 福社会館で入浴ができるようになっているんですけど、最近も中央福祉センターで故障して、今使えませんという看板が掛けてありました。相当施設の老朽化が進んでいるんじゃないかと思うんですが、利用もそれなりにありますし、抜本的な施設の改善というか、それが必要ではないかなと思うんですが、今後どのようにしていかれようとしているのかお答えください。

岩佐社会福祉課長 副会長言われるとおり、先般もパイプの破損で1週間弱ぐらい休止をしたこともあります。その分については修理を行って何とかできたところだと思います。ほかの施設においても確かに老朽化等が進んでいます。原課の中でも既に利用者がいらっしゃるので進めたいという意見もありますし、費用対効果を見てもう無理であろうという意見もあります。ただ今後は公共施設の再編計画等もありますので、それに基づいて粛々と進めていきたいと思っていますところなんです。

大井淳一郎委員 今施設の再編計画に沿って粛々と、と言われましたが、何かお風呂をなくすとかそういう計画があるんでしょうか。

岩佐社会福祉課長 特段それをやめるとか続けるとかいう話が出ているわけで

はありません。全ての施設において計画等があるかと思いますが、それに基づいて行いたいということです。

山田伸幸副分科会長 中央福祉センターが長期に休止したときにつくづく言われました。特に独り住まいの方ですね、高齢者の。その方にとって福祉センターのお風呂というのは非常に喜ばれている。独り住まいで二日に1回とか、風呂を満たすというのがもったいなく思っているんですね。そういった方、それと人と人とのつながり、出掛けていこうという気力になるんです。福祉センターの風呂に行こうやというですね。これは生きがい、健康づくりにもつながっていているのではないかと思うんですけど、そういった点の考慮を是非とも欠かさずにしていただきたいんですが、岩本部長のお考えをお聞きします。

岩本福祉部長 委員がおっしゃったとおり、今からスマイルエイジングを進めていこうという中で、人と人のつながりというのは一つの重要な要素だと思っていまして、それをどんどん広げていく必要がある。そういう社交の場になっているという入浴施設の意義というのは確かに感じているところではあります。ただ、一方で施設のコスト面を考えていかななくてはいけないというのも現実としてあります。利用者がたくさんいらっしゃる場所といらっしゃる場所の区別も、判断も必要になってこようと思っております。施設自体できてから相当古くなっていますので、その辺りを今後市としてどういうふうに、この風呂を位置付けていくかにつままして、次年度に向けて大きな方針を考えていきたいなと思っております。

大井淳一郎委員 中央福祉センターの話が出ていますので、ほかの福祉会館の設備もしっかりやっていただきたいということもあるんですが、それに加えて、中央福祉センターの耐震診断をされて、前回、耐震性が余りないという報告があったんですが、今後の中央福祉センターの耐震計画とか、どのように考えているのでしょうか。

岩佐社会福祉課長 言われるとおり耐震で横揺れに弱いという結果が出ているところなんです。今すぐそれをやるべきではあると思いますが、費用対効果を含め、先ほど申しました公共施設の再編等も含めまして、それに基づいていきたいと思っております。今すぐ耐震をするということ

は、まだ計画には上がっていないところです。

山田伸幸副分科会長 合併前でしたが、中央福祉センターの建て替えというのが大きな注目になっていまして、もともとは駅の北に造ろうという動きもありました。中央福祉センターはどのような位置付けをされて存在しているのか、その点についてお答えください。

岩佐社会福祉課長 小野田地区にある福祉センターで、地域福祉計画を含めまして一緒に活動していただく、大事な両輪となっていただく社会福祉協議会が入っている事務所ですので、しっかりとそこはしていかななくてはいけないと思っていますところです。

吉永美子分科会長 7目総合館費。次の8目人権啓発費。

山田伸幸副分科会長 人権擁護委員協議会負担金がありますが、これは今どういうペースで会議をされて、どういう内容で実施されているのかお答えください。

山本市民生活課課長補佐 法務局でされていますので、全ての会議の回数とかを把握していないんですけど、ネットワーク協議会というのがありまして、宇部市も入ってまして、それは年3回程度。それとは別に総会等があります。我々職員も参加するのはそれだけなんですけど、人権擁護委員それぞれで、宇部地区、小野田地区研修会、会議等かなりの回数はされていると思います。詳細な回数は把握していません。

山田伸幸副分科会長 人権擁護に関して、緊急な措置というか、この問題で人権が侵害されて、何か措置をしなくちゃいけないような、そういうふうな事例は発生していますか。

藤山市民部次長 私には届いていません。そういったことが起きているという認識はありません。

大井淳一朗委員 人権擁護委員がいらっしゃって、一生懸命やられているんですが、以前は、白井市長のときは公募という異例の形を取られていたんですが、これは今踏襲されているのか、いないのかについて、まず確認

したいと思います。

藤山市民部次長 前市長のときは公募で委員をお願いしていたところですが、9月議会のときに人権擁護委員の議案を出して、そのときにも説明したと思いますが、そのときから公募の制度は取りやめています。

大井淳一郎委員 再任が多いわけですが、なり手不足もあろうかと思えます。人権擁護委員はずっと同じ人がやるのも良くないと思うので、後進につないでいくために、どのような働き掛けというのは何かありますか。

藤山市民部次長 先ほども話が出たんですけど、ネットワーク協議会の会議に出席したところで感じたことが、人権問題というのはなかなか解決しない。逆にいろいろ問題が出ているということで、人権擁護委員の活動が以前に比べて活発になっているようです。これについては、研修を受けられるとか、経験とかがないと、相談相手になれないというところもありますので、やはりある程度の年数は必要かなというところはあります。総じて見れば高齢化が進んでいますので、そこら辺は気にしながら、新しい方をお願いするときには若い方をということで考えていきたいと思えます。

吉永美子分科会長 次の2項児童福祉総務費ですね。このページだけいきましようか。

山田伸幸副分科会長 1節の報酬で、非常勤特別職報酬というのが502万8,000円ですか。これはどういった方がおられるんでしょうか。複数おられたら何名おられるんですか。

別府子育て支援課課長補佐 ここの報酬は小野田小学校と厚狭小学校に置いてありますことばの教室の指導員の報酬3名分です。

山田伸幸副分科会長 7節の臨時雇賃金というのは、これは事務職員のことでしょうか。何名おられるんでしょうか。

川崎子育て支援課長 ここは人事課の所管になりますが、ファミリーサポートセンター、スマイルキッズのセンターの支援員の賃金です。「何名分」

と呼ぶ者あり) スマイルキッズの支援員が3名、ファミリーサポートセンターの臨時職員が現在1名です。恐らく4名分と思っています。

山田伸幸副分科会長 スマイルキッズのことが出たんですが、スマイルキッズは全体では何名いるんですか。

川崎子育て支援課長 6事業を実施していますが、全部で常時10名程度がいます。交代で勤務しますので10名ないし、9名、8名の日も中にはあります。

矢田松夫委員 昨年と比べ100万ぐらい減額されているんですが、これは人数の変動と捉えていいんですか。減ったところは分かりますか。

川崎子育て支援課長 臨時賃金は人事課が所管になりますので詳しいことは申し訳ありません。

大井淳一郎委員 なるみ園の果たす役割は重要ではあるんですが、施設が老朽化して、何年かに1回修繕を回っているところなんですが、場所も狭いこともありまして、今後このなるみ園をどのようにしていくかについていかがでしょうか、お考えをお聞かせください。

川崎子育て支援課長 なるみ園の施設は確かに大変老朽化しています。これについては、ほかの施設とも合わせて、今後の修繕等について、事業者とも協議しているところです。まだ明確な、具体的な方針はありません。

大井淳一郎委員 入り口が分かりにくい、入りにくいということなんですが、その辺の改善というのは。高千帆福祉会館に隣接しているんですが、境界を、ああいうのは権利関係が複雑なんでしょうか。その辺の改善ですね、動線の改善。

川崎子育て支援課長 入り口動線についても具体的な方針は定まっていません。施設の今後の方針と合わせて、現在検討しているところです。

矢田松夫委員 委託料の件で質問します。スマイルキッズの支援業務の拡大ということで、ますますこちらへ業務が拡大してくると思うんですが、私

立保育園5園の支援の事業費。これは利用者減ということの現実を考えると、先ほど言いましたスマイルキッズの支援の拡大と比例して、利用者減というのが出てくるということも言われましたが、こういう予算の立て方でいいんですかね。例えば支援の委託の事業費が減って行って、スマイルキッズの業務拡大をすれば、そちらに財源を持っていくという解釈が普通なんですけど、どうなんでしょう。

別府子育て支援課課長補佐 この委託料はなるみ園の設備保守の委託料と指定管理の委託料と第二次子ども・子育て支援事業計画の委託料です。

大井淳一郎委員 なるみ園の下にありますアンケートの集計分析委託料221万8,000円なんですけど、これはどのような内容で、どこに委託されたんでしょうか。

別府子育て支援課課長補佐 平成27年度に第1期子ども・子育て支援事業計画を策定しています。この計画期間が5年間ですので、平成31年度で期間が終わります。この委託料は第二次の計画策定に向けてアンケートの実施と集計を業者に委託したいということで予算を計上したものです。

山田伸幸副分科会長 アンケートって、どういう内容のアンケートをされるんですか。

別府子育て支援課課長補佐 第二次のアンケートの内容についてはまだ固まっていませんが、第一次のときはたしか2,000人だったと思いますが、アンケートを実施しています。内容につきましては、例えば、保育園を利用したいですかとか、児童クラブの利用をしたいですかとか、そういう内容だったと記憶しています。

大井淳一郎委員 事業者に分析を委託されるということですが、分析を委託しなくてはいけない内容なんでしょうか。

別府子育て支援課課長補佐 第一期のときもそうだったんですけど、年少人口の推移とか、女性の就労率の上昇とか、そういう時代の情勢も鑑みただで保育所の入所需要量の増加などを見込むという、かなり本格的に統計を

勉強していないと予測が難しいような内容もありました。職員でアンケートをするということも不可能ではないと思うんですが、アンケートの内容についてはかなり詳細な分析を必要とすること。それから、2,000人規模にアンケートするということになると、配布して、戻ってきて、データを集計して、入力して、分析してというのはかなり時間の掛かる難しい作業と考えていますので、業者に委託したいと考えています。

山田伸幸副分科会長 一番下の負担金のところに地域組織活動育成事業補助金というのがありますが、この事業内容について説明してください。

岡崎子育て支援課子育て支援係長 地域活動ですが、元で言う母親クラブの事業になります。子どもたちを公共の施設での夏祭りの援助をしたり、子どもの福祉に関する事業をさせていただいています。

吉永美子分科会長 次の2目児童措置費ですね。

山田伸幸副分科会長 一番頭に保育所運営費（市外公立分）というのが1,000万円あるんですが、これはどこの施設になるのでしょうか。

野田子育て支援課保育係長 山陽小野田市民の方が市外の公立保育所に入っている場合、その保育所のある自治体に山陽小野田市から運営費をお支払するものです。

山田伸幸副分科会長 1,000万円となるとかなり大きな金額になるんですが、これは人数によって上がり下がりがあるのでしょうか。それとも一定額の金額になるのでしょうか。

野田子育て支援課保育係長 公立保育園の公定価格については各自治体で定めるようになっていますので、市町村によって異なりますが、主に年齢が低いほど単価が高くなっています。

矢田松夫委員 別府さんの回答なんだけど、もう1回質問しますけど、22ページの地域子育て支援センター事業で言うと、ここに力を入れた予算だけど、スマイルキッズができたなら、そっちのほうに予算を持っていったらいいんじゃないかと質問したんだけど、あなたが言われたのはなるみ

園がどうのこうの言われたでしょう。私の質問が悪いのか、どうなんですか。そっちの回答が悪いのか。

別府子育て支援課課長補佐 先日、スマイルキッズで個別に審査していただいた中で回答した内容と重複するかもしれませんが、地域子育て支援センターは市内に4か所あります。ここは園庭開放で、園児も通っていますので、園児との触れ合いとかも力を入れてやっています。スマイルキッズはキッズキッチンとか、既存の地域子育て支援センターとは違った内容で事業を行いたいという趣旨で事業を行っています。スマイルキッズが開園したから地域子育て支援センターに行かれる方が減ったとは聞いていませんので、スマイルキッズはスマイルキッズで事業を拡大していきたいとは考えていますけど、地域子育て支援センターの予算までこっちに持ってきて、こっちを拡大してということは考えていません。

吉永美子分科会長 2目までいいですね。ここで一旦休憩しまして、11時20分から再開します。

午前11時11分 休憩

午前11時20分 再開

吉永美子分科会長 それでは休憩を閉じまして、民生福祉分科会を再開します。3目ひとり親福祉費ですね。

矢田松夫委員 訓練促進費と修了支援の二つに分けていますよね。それぞれの人数はわかりますか。促進した人が修了費を出すんじゃなくて、促進するお金と修了するお金とは別々なんですか。

別府子育て支援課課長補佐 この二つはそれぞれ別々の制度です。自立支援教育訓練給付金については基本的に短期間の養成講座と捉えています。これについては基本的に一人分。（後刻訂正あり）高等職業訓練促進給付金については、現在山陽小野田市でこれを受けておられる方は、皆さん准看護師か看護師の資格を取るためにを受けておられる方ばかりですが、2年とか3年の期間、長期間この給付金を受けられています。それぞれ別の方ですので、自立支援を受けた方が高等職業に行くというものでは

ありません。

吉永美子分科会長 次の4目保育所費ありますか。

山田伸幸副分科会長 この保育園については、ちょっといろいろそれぞれの園に課題があってお聞きするんですが、まず、日の出保育園ですね。この建て替えというのが以前から課題に上がっているんですが、現在の検討状況についてお答えください。

川崎子育て支援課長 公立保育所再編基本計画の中で、日の出保育園については新たに整備するということを決めています。建て替え場所の選定について難航しています。31年度中には方針を決定したいと思っています。

山田伸幸副分科会長 基本的な建設場所の目当てといたしますかね、以前、民間の保育所と私たちが協議をしたときに、駅の北側に造ってもらっては困るとはっきりおっしゃっていたんです。駅の南側、北側というのは検討しているのでしょうか。

川崎子育て支援課長 いろいろな意見も踏まえた上で、広い範囲で候補地を選定して、関係部署と協議しています。決定次第報告させていただきたいと思っていますが、そういった意見を踏まえた上で検討は進めています。

山田伸幸副分科会長 検討の際に、災害への備え。残念ながらここ数年、病院にしても、給食センターにしても、水害といたしますかね、冠水のおそれのあるところに建設されています。保育所については、そういったおそれのないところを検討に入れるべきではないかなと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

川崎子育て支援課長 保育園の建設場所については災害対応もしっかり考慮してと思っています。ただ、市内には様々な災害全てに万全でかつ保育所の選定に必要な保護者の送迎の利便性であるとか、そういったことを全て満たす土地の選定というのは大変難しいと思っています。土地の選定についてはそういったことも考慮しながら検討は進めていきますが、全てに安全な土地の選定は難しいと思っていますので、それぞれの災害の

対策は万全な整備を考えています。

山田伸幸副分科会長 次に厚陽保育園なんですが、ここは駐車場の問題がありまして、以前から一般質問でも取り上げられたように、路上駐車が常態化していますが、これについての対応はどのようにされているでしょうか。

川崎子育て支援課長 昨年度建設部の協力を得て、道路の出入りに安全な白線を引いたところですが、まだ、抜本的な解消には至っていません。引き続き検討します。

矢田松夫委員 この一般職は昨年70人だったと思うんですが、今年は人数が減っているんですね。それから社会保険料の金額は昨年幾らでしたかね。

川崎子育て支援課長 この給与とか職員手当等についても人事課の所管になりますので、内容については把握していません。

山田伸幸副分科会長 臨時雇賃金もそういうふうと言われるかなと思うんですけど、臨時雇いの保育士は何人いて、全体の何パーセントに当たるのでしょうか。

川崎子育て支援課長 人事課の所管になるんですが、大まかな数値は把握していましたが、今は資料を持ち合わせていません。

別府子育て支援課課長補佐 一つ前のページで矢田委員から自立支援の人数の質問に1名と答えましたが3名です。訂正させていただきます。

吉永美子分科会長 次の160、161ページの4目保育所費。次の5目家庭児童福祉費。6目児童クラブ費。

矢田松夫委員 保育業務委託料は第二児童クラブも入れての金額でしょうか。

川崎子育て支援課長 第二厚狭児童クラブの委託料も含まれた金額です。

山田伸幸副分科会長 先ほど児童クラブのところでも問題にしたんですが、実質児童クラブとして使用されていて、ここでは別に指定管理ということで児童館もあるんですけど、ここの住み分けがほとんどできていないと思うんですよね。その点については何か指導等はされているんでしょうか。

川崎子育て支援課長 委託料につきましては住み分けの算出根拠にしています。施設が一つですので、確かに光熱水費については共用ですが、そこは何パーセントずつという積算根拠は持っているところです。また、運営に関しましても、双方児童館の構成員と児童クラブの支援員の役割は明確にしていますが、中では協力体制を取りながら運営をしているところです。

矢田松夫委員 保育業務の関係ですが、第二児童クラブもこの中に入るというふうに言われましたが、土地の借地料はどうなっているんですかね。

野田子育て支援課保育係長 第二厚狭児童クラブの委託料には賃借料も入っています。

矢田松夫委員 借地は市との契約ですか。それとも個人との契約だったんですか。

野田子育て支援課保育係長 民間業者と契約されています。

大井淳一郎委員 賃料は幾らでしたね。30万ぐらいだったと思うんですが。

別府子育て支援課課長補佐 月額21万6,000円です。

吉永美子分科会長 次7目児童館費。

山田伸幸副分科会長 児童館で一般の子どもたちに対する事業というのが行われていまして、地域の方がいろんなことをされているんですが、どうしても対象が児童クラブに通っている子どもたちが対象になってしまわざるを得ないという状況があると思うんです。一般の子どもたちがなかなか寄りにくくなっている実態があらうかと思うんですが、その点で何か、

今の実態について、児童館から相談とか上がってきていないでしょうか、いかがでしょうか。

川崎子育て支援課長 特別な相談は受けていないところです。ただ、施設によっては児童クラブが児童館スペースを占有しているという状況に変わりはないということは理解しています。

吉永美子分科会長 次8目子育て総合支援センター費、スマイルキッズの運営業務です。

矢田松夫委員 講師の謝礼で43万になっていますが、今年度の新たな計画というのがあるんですか。それで増えたんですか。

川崎子育て支援課長 30年度予算に比べ10万ほど増えています。今年度開催しましたベビースマイルプロジェクトで実施しましたベビスマフェスタを来年度も継続して実施したいと思っていまして、31年度については講師謝礼に追加しています。

山田伸幸副分科会長 毎月何らかの行事をやると言っているんですが、これが、来館者が多い割に、地味にやっている気がするんですが、何か考えていますか。

川崎子育て支援課長 今年度手探りで、センターでいろいろ企画して実施しています。施設自体がそれほど大きな施設ではありませんし、あそこで集約できる範囲の講座ということで実施しています。地味というイメージは担当課は持っていません。大きなものとしては今年度実施したベビスマフェスタ、館を上げての1日のイベント、これは来年度も大々的にしていきたいと思っています。

矢田松夫委員 ベビースマイル事業が33万で、課長提案で組まれていますけど、これが講師謝礼の中に入ると言われたんですが。

川崎子育て支援課長 講師謝礼が10万円、そのほかに消耗品費等で23万円を組んでいます。

矢田松夫委員 スマイルキッズのチラシを見るんですが、非常によくできています。印刷製本費の中にこれが入っているんですか。これぐらいの予算でできるんですか。

川崎子育て支援課長 毎月発行していますスマイルキッズだよりは職員が自前で作成して、自前で印刷していますので、この印刷製本費には入っていません。用紙代として消耗品です。

矢田松夫委員 立木の伐採ですが、42万4,000円というのが、外から見ると格好が悪いところの伐採ということでもいいんですか。

川崎子育て支援課長 これも課長提案でキッズファーム事業というところに付いていまして、線路と境の立木の伐採費用です。

吉永美子分科会長 そうすると、駅側からよく見えるようになるということですか。それはいいこと。

杉本保喜委員 役務費の保険料ですが、昨年は24万8,000円。今年度は16万2,000円と少なくなっているんですけど、何か理由があるんですか。

川崎子育て支援課長 これは子育て総合支援センターで実施していますファミリーサポートセンターの保険料であるとか、建物共済であるとか、幾つか含まれていますが、そのうち、プレイスペースや講座を利用する方の傷害保険も入っていまして、それを30年度開始当初の保険から見直し、保険の変更をするため、その単価が下がっていまして、その分が少なくなっています。

恒松恵子委員 発足間もないので、備品、おもちゃ関係が充実には足りていないという風の声をお聞きしますが、今後、消耗品費や庁用器具費で子どもが遊ぶ遊具とかを充実させる予定はありますか。

川崎子育て支援課長 運営をして、初めてこういったものがあつたらいいなどか、保護者の声とかがありますので、それを反映させて、31年度は庁用器具費で100万ほど予算を計上しています。今後もできるだけ充実

に努めたいとは思っています。

山田伸幸副分科会長 先ほど保育所のところで聞き忘れていたんですが、ここで併せて聞きたいんですけど、最近侵入者による事件というのがありませんよね。それに向けて、例えば監視カメラ等の設置が保育所や子どもが集まるところに必要なようになってきているのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

川崎子育て支援課長 そういった事例が大変重要になってきていると思っています。保育所再編の施設については防犯カメラも考えているところです。スマイルキッズについては、プレイスペースの入り口に常時支援員を見守りのために配置するようにしていますので、スマイルキッズでの防犯カメラは考えていません。

山田伸幸副分科会長 警察等への緊急通報の何かボタン一つでとか、そういうのはあるのでしょうか。

別府子育て支援課課長補佐 その設備は設置しています。

吉永美子分科会長 月1回日曜日に開けているんですけど。これは今すごい好評な、来館者が多いところで、もっと開館の日曜を増やすとか、その辺の検討はされていますか。

川崎子育て支援課長 第1日曜日のみを開けていますが、実際プレイスペースの利用に関しては、思ったよりも日曜日は少ないという状況です。ほかのココシエなどについても、日曜日の利用は大変少ないという状況ですので、今のところ拡充は考えていません。

吉永美子分科会長 だから、日曜日にもっと増やしてほしいという要望が出ていないということですね。3項生活保護費ということで1目生活保護総務費です。

岩佐社会福祉課長 先ほど副会長からあったものについてお答えします。現在ここにありますとおりの14名います。生活保護係長1名、査察指導員が2名、医療主事が1名、地区担当をしていますケースワーカーが8名、

面接支援員と就職支援員2名の14名で行っています。現在、生活保護受給世帯についてはおおむね560世帯です。地区担当をしている者が8名いますので、1名当たり70件程度を受け持っているところです。女性については医療主事が女性ですし、地区担当をしていますケースワーカーが1名女性です。ケースワーカーをしています女性1名につきましては社会福祉士の資格を持っている技術職です。今年度の4月から配置しています。ほかのケースワーカーと同じように地区担当を割り振っていき、特別この者でなければいけないというケースは今のところありません。私の印象で発言させていただければ、彼女も社会福祉士として資格を持ってしっかりやっていますので、窓口対応もしっかりできているところです。以前に比べて元気な声で来られる男性の方も少しは静かになったかなというイメージではあります。特別すごいなということではありませんがそのように。うちの職員においても社会福祉士の資格を持った職員との連携を含めて、しっかりできているのではないかと考えているところです。

山田伸幸副分科会長 私も2回かな、この女性のケースワーカーと相談で話をさせていただいたんですけど、非常にソフトで、今までとは違った、男性とは違った、男性の方も一生懸命やっておられると思うんですけど、どうしても女性としての特質ですかね。特に相手が独り暮らしの女性だったので、この方でないと私は話ができんというふうに言っておられたんですよ。そういった意味で女性の配置はいいと思うんですけど、ただ、以前から言ってきたんですけど、保護者が女性の場合、男性が行くというのはなかなか問題があるかと思うんですけど、いまだにそれは残っているということなんでしょうか、地区担当ということであれば。

岩佐社会福祉課長 地区担当ですので、女性だけのお宅に男性が行くことはあります。ただ、どのような場合でも1対1というのは余りよくないことでもありますので、面接の支援員等が付き添いまして、2名等で訪問するというのを基本にしまして処理しているところです。

矢田松夫委員 女性のケースワーカーの件は、昨年の回答を見てみますと2名程度ほしいという質問に対して、検討すると回答されたんですが、今は地区担当8名のうち1名ということですが、増やすという検討はされたんですか。

岩佐社会福祉課長 担当した前任の社会福祉課長から引き継いでいますし、私も1名よりは2名ということは考えています。今後も社会福祉士の資格を持った女性といたしますか、一般の女性でもいいんですが、増やしていればということは、私どもは思っていますし、人事課にも話はしているところです。人員配置につきましては人事課でされることですので、要望はしたいとは思っています。

吉永美子分科会長 次の168、169ページの1目と2目の扶助費まで。

大井淳一郎委員 議会で、これも前に質問したんですが、いわゆる等級が、宇部が2級に対して、うちが3級なんですが、この等級を上げる活動を、議会は言ったものの、議会にそんな権限はないので、市のほうから上げていくということを考えてみてはいかがでしょうか。

岩佐社会福祉課長 現在3級地になっていると思います。近隣の宇部市は一つ上ですので、県を通じてそのようなことを進めていけばと思っはいるところですが、現在、そのような活動はしていません。

大井淳一郎委員 市が県を通じて言うことはできるんですか。できないなら仕方がないので、そこを確認したい。

岩佐社会福祉課長 決定は国が行うものですので、県を通じて話をすることは可能かと思うんですが、県の意思では無理なものもあろうかと思ひます。

山田伸幸副分科会長 委託料の中に訪問調査委託料というのが7,000円ほど計上されているんですが、基本的にはケースワーカー等の訪問が原則だと思ひんですけど、この訪問調査委託料は一体どういった内容のものを指しているんでしょうか。

坂根社会福祉課主査 この訪問調査委託料につきましては介護保険の第2号の方、第1号の65歳以上の方であれば介護保険で調査をされるんですけど、40歳以上64歳までの方で介護保険が必要だという方につきましては、介護保険からの調査ができませんので、うちから調査を委託して調査をしていただくということで、その委託料となっています。

山田伸幸副分科会長 それはこういったところに委託をするんですか。

坂根社会福祉課主査 介護保険の事業所です。ケアマネとかになります。

矢田松夫委員 扶助費の関係で、葬祭の扶助費の予算の組み立て方なんですけど、1件幾らで、今年度何件予定されているのか。

坂根社会福祉課主査 葬祭扶助費の上限額が18万3000円の14件という形で挙げています。ここ数年の数字等を勘案しての14件です。

杉本保喜委員 生業扶助費が年々少なくなっているんですけど、これも実績から見て必要が少なくなっているという見方でいいんですかね。

坂根社会福祉課主査 生業扶助費は主に高校生に対する修学費です。基本額がありますので、高校生の人数等を勘案しての額となっていますので、年々子どもが少なくなれば、その分だけ減っていくということになります。

山田伸幸副分科会長 高校生のことが出たんですけど、高校の進学もなかなか難しいということを知ったことがあるんですけど、大学への進学を生活保護受給者の子どもが希望されたときには、どのような対応をしているのでしょうか。

坂根社会福祉課主査 生活保護の方が大学に行かれる場合、家から行かれる場合は奨学金等を取っていただくということが基本条件となっています。自宅から出て大学等に行かれる方も奨学金等を受けていらっしゃる方がほとんどだと思います。このたびから、進学準備給付金の制度がありまして、自宅から大学等へ行かれる方が10万円、転出されて大学等に行かれる方には30万円の準備金が支給できるようになっています。

吉永美子分科会長 次の4項災害救助費です。

山田伸幸副分科会長 23節の償還金利子のところで災害援護資金貸付金元金償還金というのが362万4,000円挙がっているんですけど、これは今何件ぐらい残っているのでしょうか。

桑原社会福祉課地域福祉係長　ここに挙がっている金額につきましては18名分の元金の償還金。これは市から県に対して支払う償還金となっています。

矢田松夫委員　この償還金の金額が3年間変化ないということはどういうことですか。

桑原社会福祉課地域福祉係長　災害援護資金の貸付けにつきましては10年償還となっています。最初の3年間につきましては償還がないので、以降7年間の償還となっています。その7年間の償還の途中になりますので、金額はある程度一定のところになっています。

矢田松夫委員　19節の被災者の生活再建の負担金、それから、その上の利子補給について説明をお願いします。

桑原社会福祉課地域福祉係長　災害援護資金利子補給金につきましては、借りていらっしゃる方が利息を含めて市に償還されます。期限内に納められた場合、その利息分については、お支払された方に対して、市からお返しするというものが利子補給金になります。被災者生活再建支援システム負担金というのは、今年度、県の事業で被災者再建支援システムという県内統一のシステムが導入されることになります。このシステムについては大規模災害発生時における被災者の迅速な生活再建を実現するために、県内統一的なシステムを導入して、被災地の早期復旧と復興を促進するために、罹災証明書の発行が迅速に行われることが急務となっています。そのためのシステムとなっていて、それを入れることによって、その運用費を各市町が負担するものとなっています。

吉永美子分科会長　それでは次の10款教育費の中の270、271ページ、20節の扶助費です。質疑はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、次の2款総務費に入るわけですが、職員の入替えがありますので、13時から再開したいと思います。

午前11時54分　休憩

吉永美子分科会長 それでは、休憩を閉じまして民生福祉分科会を再開します。
審査事業 30 番、特定空家等除去事業につきまして審査を行います。執行部の説明をお願いします。

藤山市民部次長 資料の 157 ページ、審査事業 30 番の特定空家等除去事業について説明します。平成 29 年度に空き家の実態調査を行いまして、市の空家等対策計画にもありますとおり、D ランク、E ランクの空き家が 100 件という結果が出ました。市民生活課の職員が他の業務と兼務している中でこの 100 件について数箇月掛けて現地確認をしました。そして 30 件程度の特定空家等候補を絞り込み、昨年末に自分もこの 30 件の現地確認を行いましたところ、対応を急がなければならないものを 10 件程度確認したところでもあります。現場に行ってみると、特定空家等がその所在地周辺で圧倒的な存在感で、住人、私たちの前に立ちだかっているということです。したがって、特定空家等候補の所有者には、至急対応するよう促さなければなりませんし、対応されない場合、特定空家等の認定は 31 年度中に行わなければならないと考えています。しかしながら、特定空家等として認定した後の特措法に基づく命令、代執行は行政処分であり、いずれも不利益処分の対象となります。このことから特定空家等の認定については、慎重に行わなければなりません。我々市民生活課の職員にはこの認定に係る専門的な知識がないため、他市と同様、建築指導室といった庁内で建築の専門的な知識を有する職員がいる部署に認定調査を協力依頼するところですが、本市ではこの協力を得ることが困難な状況にあります。資料の 158 ページの H31 の特定空家等認定調査 20 万 3,260 円×5 件、予算書では 75 ページの 13 節委託料の上から 4 つ目調査委託料 101 万 7,000 円は特定空家等の認定調査を建築設計事務所等に委託するものであります。算出根拠は資料の 159 ページを御覧ください。この調査委託については、事前調査から、現地調査、図面起こし、報告書作成、報告・説明までの業務をお願いすることとし、空き家 1 件当たりにより要する時間を①の 26 時間としております。そこに挙げています業務の時間数、人役については、160 ページにあります公益社団法人日本建築士連合会などが出している「既存住宅状況調査に係る「業務量の目安」について」と、県の建築士会からの助言を基に出しています。160 ページの調査

技師1時間当たりの単価については、②の4,738円としています。そこにあります3万7,900円については、161ページの国土交通省が出しています30年度設計業務委託等技術者単価の①設計業務の技師(B)、これは一般的な提携業務に精通する技師に当たりますが、この3万7,900円を利用しており、この基準日額は8時間当たりとなっています。これらを基に諸経費を50%とし、空き家1件当たりの委託料を20万3,260円と算出しました。今回これに、特定空家等の認定に向けて進まざるを得ない件数を5件分と想定し、101万7,000円を計上しました。次に、資料の158ページに戻っていただきまして、H31の緊急安全措置、予算書では75ページの13節委託料の上から六つ目の空家安全措置委託料50万円についてです。昨年12月に空家等対策の推進に関する条例に新たに緊急安全措置の条項を加えて、空き家が市民の生命・身体・財産に重大な被害を及ぼすおそれがあり、当該家屋を特定空家等の認定や措置をするいとまがない場合に必要最小限度の緊急安全措置ができるようにしました。その際、審議いただいた委員の皆様からはこの措置に関する予算を計上すべきとの意見を頂きました。50万円は、この緊急安全措置、例えば空き家の危険箇所の撤去などを速やかに行うようにするための枠取り予算として計上しました。その他に消耗品10万円を計上し、総額161万7,000円を事業費として計上しています。歳出については以上ですが、この事業に係る歳入は、158ページのH31の下のほうの負担金、予算書では61ページの総務費雑入の一番最後、空家等緊急安全措置費負担金50万円を計上しています。これは空き家への緊急安全措置に要した費用は、当該空き家所有者に請求するものであることから計上したものです。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いします。

吉永美子分科会長 執行部の説明が終わりました。委員の皆様のご質問を受けません。

大井淳一郎委員 これを見るとどうも来年度は取りあえず特定空家を、この対象となるものを選び出すだけであって、実際に除却に対して補助うんぬんは平成32年度以降ということではよろしいでしょうか。

藤山市民部次長 後ほど、住宅の除却の補助のところでも説明するんですが、先ほども言いましたように今回委託をするわけですが、特定空家の調査

委託が1件当たり26時間で、これを5件するとなると調査だけでも1か月以上掛かるのかなという認識があるんですが、その前に、後で説明するんですが、除却の補助を6月から募集することとしています。私もこの除却の補助については、こういった特定空家の候補の方が使っていただくと大変有り難いなというところがありますので、その動きはある程度、募集して利用していただく、様子を見させていただくというところもありますので、それを見て動きがない場合はこの特定空家の認定の調査をすることになりますので、平成31年度は特定空家の認定は早くて年度末にできるかなというようなスケジュール感を持っているところです。

大井淳一郎委員 失礼しました。事業番号30と31が別々の事業であって、今回30番ということで、これは再来年度のことなんですけれど、平成32年度、平成33年度にある500万円というのはあくまでも特定空家のやむを得ず除却をせざるを得ない場合に取られる予定である予算措置と理解していいですね。

藤山市民部次長 平成31年度中に特定空家の認定が済めば、再来年度に勧告とか代執行を視野に入れなければなりません。ここにある500万円については、代執行をした場合の費用として挙げさせていただいているところで、委員のおっしゃるとおりです。

杉本保喜委員 そうするとこの10件に対しては、早急にやらなくても一、二年は何とか安全は保てるという解釈でいいんですか。

藤山市民部次長 冒頭に申し上げましたとおり、30件程度特定空家の候補になり得るであろうという住宅を係員が調査したところを踏まえて、やっぱり優先順位を付けなければならないというところで10件と説明させていただきました。この10件については、うちとしては速やかに対応を促すことに全力で取り組まないと生命財産に関わることですので、余り時間はないのかなと捉えています。

大井淳一郎委員 次長が言われたようにある程度絞り出されているにもかかわらず、あえてこの5人、認定調査を二重チェックしなければならないのはなぜなのか。その正当性についてお答えください。

藤山市民部次長 これについては、Dランクは業者がまず調査しましたよと。私もほかの業務もありますし、やはり所属長として責任があるわけですので、係員が示したものについて後で一緒に見させていただいて、その後空家等対策協議会にも説明する上で私も見ていかないとはいけなければいけないというところも踏まえて現地調査をさせていただきまして、いきなり30件全てやるというのは現実的には不可能ですから、その中で優先順位が特に高い10件を挙げさせていただいたところです。

山田伸幸副分科会長 先ほどの説明の中に言葉として圧倒的存在感と表現されたんですが、具体的にはどのような状況なのでしょう。

藤山市民部次長 実際問題、瓦とかが落ちています、接道に。そういった建物は、く体が朽ちているところがありまして、外壁が取れてそこから風雨にさらされるということで、一旦そういう住宅になった場合、どんどん進むということが明らかでして、大至急取り組まなければならないというようなことで先ほどの表現をさせていただきました。

山田伸幸副分科会長 私も何件か見ているんですけど、その中に近所には何もないんですけど、ちょっと小高いところにあって、もし台風かなんかが来れば瓦とかあるいはトタン屋根とかそういったものが飛んで、少し離れていても被害が及ぶのではないかなというような住宅を見たんですけど、そういうのも確認しておられますか。

藤山市民部次長 30件ほど課員が調査したと申し上げたんですが、その中には極端に言えば、山の中にある建物があって、それは台風が来ても瓦が飛んでも周りに実害はないという空き家も確認しています。ですからそういうのを外したりしています。今委員がおっしゃったように、瓦が飛ぶにしても位置的なものもいろいろ考えていまして、例えばJRの線路沿いにあるものもしかり、国道、幹線道路に接しているものもしかりというところは、特に優先順位を高く捉えていまして、団地の個人の方が歩く、余り頻度が少ないような道路については優先順位をちょっと下げるような形でやっています。

山田伸幸副分科会長 その判定を、順番付けですね、これはどういう人たちで

構成されているところでやるんでしょうか。

藤山市民部次長 私が見たところでは市の職員、もっと言えば建築士でない職員が見たということで、先般、空家等対策協議会で専門家の方々に説明をさせていただきました。うちの職員が説明をしまして、特段これはおかしいじゃないかという意見も頂いていないということなので、私どもが判断したのはある程度理解いただけたのかなと、常識論的な範囲のかなという感じで捉えています。

松尾数則委員 認定調査の件ですけれど、県の建築士なんて話があって、山陽小野田市にも建築士会があるし、そういった人間もそろえているはずですので、地震があったときに危険度判定士というのも山陽小野田市に随分いるわけなんです。その辺のところを当然お使いになることを頭に描いての話でしょうね。

藤山市民部次長 建築士会の建築士が協議会の委員におられますので、建築士の方にもこの10件を見られて意見も頂きましたので、そこら辺は今後に活かしていただきたいということで、建築士とも連携を取って事業を進めてまいりたいと思います。

矢田松夫委員 もう既にノミネートされたというのはあるんですか。

藤山市民部次長 先ほどの10件程度あるという中で5件としたのは、後ほど説明します補助事業とかに手を挙げるという話も若干聞こえてきているわけなんです。ですから、やはりそういったのも進めますし、これから所有者の確知を進めて、対応してくれというような文書を送るときにもそういった補助事業を使ってくださいというお願いの文書も入れようと思っています。そういったのも踏まえて、どうしても責任は個人にありますので、個人の方がどうしても動かせないということであればその方について、認定、勧告、命令、執行を視野に入れた動きをしたいと思っていますので、今ノミネートと言いますかこの建物を必ずということはちょっと申し上げられない状況です。

矢田松夫委員 現在あるのかないのか。

藤山市民部次長 確知できないような建物はありますので、やはりそういったものについては進めなければいけないとっておりますので、あると言えばあります。

大井淳一郎委員 そういった家も含めてなんですが、ある程度自分の持っている空き家がどういったランクにあるのかというのを知らせていただければ、この後ある補助事業も進むのかなと思います。特にこのノミネートというの言い方はあれなんですが、何か事前に勧告する前に警告とか注意喚起はされるんですか。

山本市民生活課課長補佐 事前に注意喚起といいますのが、近所の方とか自治会長とかいろんなところから相談、苦情を受けたものについては、もう既に、指導ではないんですけどもお願いの文書はお送りしています。そういった物件も対象という候補には挙がっていますので、事前に行っているといえばしていますし、近所から通報とか相談とかが全くない物件もありますので、それらについてはこれから所有者等々の確知をして特定空家の認定という作業を進めていく必要があると考えています。

大井淳一郎委員 このたび、緊急安全措置の予算を付けていただいたことは大いに評価したいと思います。この緊急安全措置ですけれども、緊急的に対応した後は所有者に実費を請求していくと思うんですけれども、それは間違いないでしょうか。

藤山市民部次長 これも請求するのかわわれればしますが、先般職員が空き家の研修会に行きました、全国の研修会に。そう簡単にできるものではないということは分かりましたので、こちら辺はもう少し法律的な知識を得ながらきちんと対応していく必要があるかと思いますが、請求はしなければいけないと考えています。

大井淳一郎委員 個別案件には余り入らないですけど、例えば相続放棄をしていますと相手と言う場合があると思うんですが、その相続放棄の事実というのは、例えばこちらから請求しますよね、緊急安全措置をした後に請求した。ところがその所有者が相続放棄をしているから関係ないですよと言われる可能性もあると思うんです。その言われ方なんですけれども、相続放棄したということをお口頭で言われたら、それをそのままや

るということなんでしょうか。それとも別の書面とかをもらっているんでしょうか。対応を聞かせてください。

山本市民生活課課長補佐 相続放棄したということを口頭だけでは、やはりこちらも納得できない部分がありますので、申述書なりを提出していただきます。そして裁判所等々に調査を掛けることもあります。

大井淳一郎委員 その前に、相続放棄申述受理通知書なり証明書が来れば、それは裁判所が認めたので仕方ないのかもしれませんが、その前にあらかじめ推定相続人に文書を出していれば、もうその時点でその人が亡くなっているということが分かっているので、そこから3か月たっても相続放棄できんのはどうかなと思うのですが、実際どのように対応されていますか、その辺は。

山本市民生活課課長補佐 相続放棄を認める認めないというのは我々ができるところではありませんので何とも言えないんですけども、死亡されてその後には財産があったかどうかを、知ってから3か月でも可能な場合がありますので、相続放棄ができるかできないか、それを認めるか認めないかというのはこちらではなかなか対応が難しいところだと思っています。

大井淳一郎委員 確認ですが、裁判所のお墨付き、つまり相続放棄申述受理通知書なり、証明書をちゃんと確認を取って、やむなしということによろしいですね。そういう判断をしているということによろしいですね。

山本市民生活課課長補佐 そのとおりです。

吉永美子分科会長 ほかにございます。（「なし」と呼ぶ者あり）次の審査事業31番、空家等の適正管理の補助事業をお願いします。

藤山市民部次長 資料の163ページ、審査番号31番の空家等の適正管理の補助事業について、説明します。空き家の管理は所有者自らの責任で行うことが原則ですが、中には、防災・安全及び衛生面において、周辺の住環境への悪影響が問題となっているものもあります。また、敷地周辺の道が狭い家屋等については、売買や賃貸などがされず、除却、新築などの更新が進まないため放置される可能性が高く、今後、周辺に悪影響

を及ぼすおそれがあります。今回、このうち倒壊又は建築材等の飛散のおそれのある危険な空き家の除却を促進し、地域の生活環境の保全及び空き家等の利活用の推進を図るため、市内にある老朽危険空き家等の除却を行う所有者等に対し、所有者等自らが除却する費用の一部を補助する「山陽小野田市老朽危険空き家等除却促進事業補助金交付制度」を創設したいと考えています。この制度の概要については、資料の165ページを御覧ください。補助金交付対象者は、年間を通じて使用実績がない常時無人な状態の木造又は軽量鉄骨造の居住用の老朽危険空き家の所有者又は相続人若しくは当該空き家が所在する土地の所有者です。申請があった場合、その空き家が老朽危険空き家等であるかどうか現地調査を行います。調査は、住宅の不良度測定基準等を定めまして、建築指導室の職員に行ってもらうことで調整しています。この調査の結果、不良度の評点が100点以上と高く、周囲への危険度も高い場合、補助対象経費の3分の1、上限額を50万円とする補助金を申請者に交付します。こういった除却補助制度については、資料の166ページにあるとおり本市を除く県内12市中、周南市、下松市、光市を除く9市が設けています。⑥の補助対象経費の範囲は各市まちまちですが、⑦の補助率、補助限度額だけを見ますと、本市の補助制度は、宇部市、宇部市は中心市街地に限られますが、宇部市と山口市、防府市と同じ内容となっています。その他の市を見ますと、下関市は補助率2分の1で上限額が40万円、萩市は3分の2で100万円、岩国市と柳井市は3分の1で30万円、長門市は補助率2分の1で200㎡未満が50万円、200㎡以上500㎡未満が70万円、美祢市は、世帯全員の市民税が非課税の場合は70万円で、世帯の総所得額が250万円以下である場合は50万円となっています。なお宇部市の補助制度は、同一敷地内に新たな戸建て住宅を建設し、居住する者という本市にはない申請者の条件があります。また、萩市は世帯の総所得額が500万円未満であること、長門市は世帯の前年所得額が250万円未満であること、柳井市は世帯全員の市民税所得割額合計が30万4,200円未満であること、という申請者の世帯の所得条件を設けているところがあります。申請者の所得制限等については、課内でも検討しましたが、所得以外に、預貯金、資産等も考慮しなければならないのではないかと、相続人が複数いるがために、除却の話が止まっている空き家も多くある中で、この除却の補助金は呼び水になるかもしれないのに、所得制限を設ければ、止まったままになってしまうのではないかと等意見が出まして、この事業の目的は、老朽危険空き家

等の除却を進めて、その土地の利活用に結び付けることが第一義と考えまして、所得制限を設けないことにしました。以上が制度の主な内容で、このたびは上限額50万円を5件交付することとし、資料の164ページのH31にあるとおり、予算書では77ページ、19節負担金、補助及び交付金の上から五つ目、老朽危険空家等除却促進補助金にあるとおり、250万円を計上しています。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

吉永美子分科会長 それでは委員の皆様の質疑を受けたいと思います。

矢田松夫委員 この250万円の予算の組立て方は大体あらかた、そういう申請者が出てくるであろうという、件数の予想というか、でないとならば250万という金額が出てこないと思うんですが。大体5件以上とか。5件くらいだろうとかそういう予想はあるんですか。

藤山市民部次長 この補助制度というのは他市でもあります関係で、市民の方、所有者の方から電話で問合せがあります。山陽小野田市に補助制度はないのかと問合せがあります。その電話を掛けた方々は、老朽危険空家の該当者かどうかは分かりませんが、そういった件数も何件も寄せられていますのでそういったのも込みで、あと予算的などころも込みで、5件程度ということで今回挙げさせていただいたところです。

大井淳一郎委員 今5件ということなんですけども、やってみないと分からないところがあるんですけど、それ以上増えた場合、補正で対応とかいうことは検討されているんでしょうか。

藤山市民部次長 今回初めての制度でありますし、貴重な予算を使わせていただくということもありまして、やはりどういった方が使われるのかとか、どういった効果が出るのかということの評価する必要があるかと思えます。ですから、単純に多いからということで、補正をする予定はありません。

大井淳一郎委員 そのときの対応でやっていただければいいんですが、今回申し込んだ場合にそれぞれランク付けをある程度されていますが、それはすぐ壊さなきゃいけないよねと思うものから、はたから見れば壊さなく

てもいいんじゃないかと思えるものもいろいろあると思うんですが、その辺の種別はされるんでしょうか。それとも機械的に先着5名とかそういう形なんでしょうか。

藤山市民部次長 資料の165ページ制度の概要のところですが、この4の老朽危険空家等の判定という欄があります。ここに不良度の測定基準100点以上というところで、案を参考に、あとその下にある周囲に対する危険度判定基準というのを設けようと思っていますので。今からこの資料を配ります。添付するのを忘れていましたので。申し訳ありません。

(資料配布)

藤山市民部次長 今委員がおっしゃったとおり、流動性のあるような建物に市の補助があるからということでタイミングを見計らって、募集を掛けたら使うというのは筋論ではないと考えます。あくまでもモラルハザードに陥らないように、第一義は危険な空き家、老朽危険空家をどうにかしたいというところがありますので、そういった面で不良度の測定基準100点以上というのがあります。これは建築士に聞きますと、住むのが困難な建物ということで100点以上であればそういったのはある程度担保できるそうです。あとその次に周囲に対する危険度判定基準は隣の建物と近い遠いとかいうのを、そこら辺でハードルを設けようと思っていますのでそういった面を、その二つの条件を定めることでターゲットとしている老朽危険空家を対象とした補助制度にしたいなと考えています。

大井淳一郎委員 答弁を聞き漏らしたかもしれませんが、その判定の基準はどなたがされるんでしょうか。

藤山市民部次長 基準は今から市で作るわけなんですけど、実際問題現地で確認してもらうのは、建築指導室の職員に協力の了解を得ているところです。建築士の目で見ってもらうことになろうかと思います。

山田伸幸副分科会長 昨年、1件夏に危ないということで除却をされたんですけど、それはこの基準でいってやはり適合していると100点以上あったと考えてよろしかったでしょうか。

山本市民生活課課長補佐 事務職員ですので絶対ですよとは言えないんですけども、2階部分が崩れている点、柱等々が傾いている点を見ても今お配りした資料の3ページが基本になるんですけども、外観目視により、判定できる部分でいくと100点は確実に超えるかなと考えられます。

山田伸幸副分科会長 国土交通省が出しているということなんで、県内共通でこれを使っているということでしょうか。

山本市民生活課課長補佐 オリジナルで作られているところもありますけども、県内県外、大半の市がこの基準を参考に、ほぼこの基準のとおり、別表に定めて判定をしている市町が多い状況です。

山田伸幸副分科会長 それに従って既に相当数、実績を上げているという自治体はありますか。

山本市民生活課課長補佐 審査資料でお配りしています166ページの他市の状況ですけども、既に多くの市で取り組まれていますので、それぞれ実績は上げられているようです。

大井淳一郎委員 申請書類なんですけども、空家対策協議会でも出ていたんですが、添付しないといけない書類が結構たくさんあるので、どうにかならないのかという意見もあったんですが、この辺例えば統一できるものがあれば、まとめる形ができないだろうかと思うのですが、その点はいかがでしょう。申請書類の簡易化ですね。

藤山市民部次長 委員おっしゃるとおり協議会でそういった意見を頂きました。あの後、職員と話しまして、そこは検討していきたいと思います。

矢田松夫委員 今回初めての新しい制度であります。市の補助金交付制度に基づく交付金だろうと思うんですが、新しい制度であるがゆえに新しい補助金交付の内容が少し変わってくるんかね。

藤山市民部次長 いろんな事業で補助金支出については補助金交付規則というのがありますので、そこは変えなければいけないと思います。4月早々

に要綱を定めた上で変えます。

山田伸幸副分科会長　これは私の自治会でも多々あるんですけども誰も住んでいなくて、樹木がせり出して非常に困るという事例もあるんですよ。こういうのも対象に含まれているんでしょうか。

山本市民生活課課長補佐　迷惑が掛かっている立ち木については一応対象にしたいと思うんですけども、庭木といいますか衛生上も迷惑が掛かっていないものについては経費からはのけていただくと思います。それは現地確認をする上で確認をしていくしかないかと思っています。

山田伸幸副分科会長　私どもの例では、親族の方に連絡が取れて、親族の方がこちらの業者に依頼をされて撤去をされたんですけども、連絡がどうしてもできないところも含まれているんですね。そういったところは本当通行にも支障を来す、中にはバス通りまではみ出していたものもあって、ただ単に空き家だけではなくて、それに付随する立ち木等も相当数あるかと思うんですけども、今回の調査にはそういったものを入れていませんでしょうか。

山本市民生活課課長補佐　今回の調査というのは申請があつてそれから初めて見に行きますので、申請があつた上で該当の空き家等、樹木、立ち木があれば、近隣の生活に支障を来しているかどうかという判断をさせていただきたいと考えています。

大井淳一郎委員　166ページの補助制度の県内の比較なんですけども、山陽小野田市は流木は除くと書いてあるんですけども、課長が言われるようにこれは危険があればのけるということでよろしいんでしょうか。まずこの点から。

山本市民生活課課長補佐　要綱の案の段階なんですけれども、基本的には立ち木の伐採費用は除くんですけども、隣地、隣接する道路、隣接する河川、または地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている立ち木の伐採は解体費用の中に含んでいただいて結構ですよとしていこうと考えています。

大井淳一郎委員 これは文理解釈すれば今度堀ですね。ブロック堀今いろいろ問題になっていますが、これは解体費用に含めるということでしょうか。

山本市民生活課課長補佐 このタイトルのとおりなんですが、空家等としていますので、等の中に含まれるもの、それが危険なものであれば含められるとしていこうと考えています。

吉永美子分科会長 よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）次の事業 3 2 番、証明書コンビニ交付事業です。執行部の説明をお願いします。

古谷市民課長 審査事業 3 2 号、証明書コンビニ交付事業について説明させていただきます。お手元資料の 1 6 7 ページを御覧ください。コンビニ交付事業の概要は、マイナンバーカードを利用して全国のコンビニエンスストアに設置されているキオスク端末で住民票の写しや戸籍謄抄本等の各種証明書の取得が可能となる交付サービスを提供し、住民サービスの向上を図るもので、平成 3 2 年 2 月からの利用開始を目指すものです。コンビニ交付の概要ですが、お手元資料 1 6 9 ページのコンビニ交付のイメージを御覧いただけますでしょうか。左側ですが証明書の交付を希望した方がマイナンバーカードを利用してキオスク端末に必要な情報を入力すると、その情報が専用回線を通じて地方公共団体情報システム機構が運営する証明書交付センターに送信され、個人認証の有効性が確認された後、住所地に対して申請情報が L G W A N 回線を通して送信され、地方公共団体にある住基システムや戸籍システムの情報が証明書発行サーバーを通じて証明書交付センターに送信され、証明書情報及び偽造防止情報がコンビニエンスストアのキオスク端末に送信され証明書が発行されるものです。コンビニ交付するためにはイメージ図の右側の地方公共団体になりますが、コンビニ交付用サーバーを構築して、そのサーバーに住基システムと戸籍システムをつなぐなどの改修を行う必要があります。

コンビニ交付の実施状況ですが、1 7 0 ページの市区町村の参加状況を御覧いただけますでしょうか。平成 3 1 年 1 月 1 6 日時点で全国では 5 6 4 団体が参加し、対象人口が 9, 2 1 3 万人となっています。山口県の状況ですが左側中ほどに山口県の状況が示されています。県内では下関市が平成 2 4 年 7 月、宇部市が平成 2 8 年 7 月、防府市が平成 2 9

年7月、山口市が平成29年11月、光市、周南市、萩市が平成30年4月、岩国市と美祢市が平成30年7月から実施しています。この資料には掲載されていませんが、柳井市が平成30年2月に実施し、下松市が4月から実施を予定しており、県内13市中10市で実施、1市で実施予定の状況です。

国は当面の目標として、平成29年度から平成31年度までの3年間を集中取組期間とし、ワンストップ・カードプロジェクトのアクションプログラムに基づきコンビニ交付参加団体の導入を促進し、平成31年度末までにコンビニ交付を利用できる環境の対象者を1億人としており、そのために特別交付税措置の拡充を図っており、導入費用については平成31年度まで、運用費用については平成33年度まで特別交付税措置を取っています。市民の生活様式が多様化してきており、全国的にコンビニ交付環境を整え対応している自治体も増加しており、コンビニ交付を利用した証明書の取得枚数も増えてきています。以上のことを踏まえ、現在、本市ではコンビニ交付できる環境がなく、多様化する市民ニーズに対応し市民の利便性を図る環境を整えるために、今回予算計上をしました。

予算についてですが、ページを戻って、資料の168ページを御覧いただけますでしょうか。支出内訳の31年度のコンビニ交付構築等業務委託料ですが、これはコンビニ交付用サーバー構築や住基システムの改修及び戸籍システムをコンビニ交付に対応させるための改修業務が主なものとなります。あとは、コンビニ交付開始前にシステム確認試験のための旅費、市中のコンビニで実際に証明書の発行試験をするための料金を計上しています。保守委託料はコンビニ交付のためのシステム構築や改修に伴う保守委託料で2月3月分を計上しています。J-1 i s 負担金は年間250万円に消費税を加えたものですが、2月、3月の2か月分を計上しています。交付手数料はコンビニ交付1枚当たり市が支払う手数料が117円であり、50枚として計上しています。平成32年度の事業費はシステムの保守管理委託料1,098万円と地方公共団体情報システム機構への負担金275万円が主なものとなります。財源は一般財源となりますが、導入費用については平成31年度まで対象上限額6,000万円とする総事業費の2分の1が特別交付税として、また、平成33年度までは運営費に対する特別交付税がそれぞれ措置されています。以上、簡単ではありますが、説明を終わらせていただきます。御審議よろしく申し上げます。

吉永美子分科会長 執行部の説明が終わりましたので質疑を受けます。

大井淳一郎委員 特別交付税が措置されるということですが、確認ですけど、
31年度も32も33も極端に言えば半分が特別交付税措置がされるということによろしいですか。

古谷市民課長 そのように認識しています。

大井淳一郎委員 住民票を取るときに自分のは取れると思うんですが、時々頼まれて親のを取るとか、そういうことがあるんですが、その場合は無理ということですよ。

古谷市民課長 現実的にはマイナンバーカードと暗証番号を知っておられれば、現実的には可能だと思っています。

山田伸幸副分科会長 コンビニエンスストアとは個別の店舗と契約をしていくということになるんですか。

古谷市民課長 個別とは認識していなくて、J-1 i sと契約するようになりまして、J-1 i sがコンビニの本部というか、そこを通して、このサービスを提供していますので、個別でありますと、この地域だけのコンビニとかになりますので、J-1 i sを通して、事業を開始できる本部と契約することによって、全国で5万4,000から5万5,000店舗で利用できる環境を構築しているものです。

山田伸幸副分科会長 コンビニエンスストアはよく利用させていただいていますが、よく店舗の人員不足というのがはっきり出ていて、いろんな公共料金の支払を持って来られる方がおられるんです。その伝票をずらっと並べて、ほかのお客さんに呼ばれて、だだっ行って、机の上にそれだけを置いておかれるというのをよく見るんですよ。しかも、受取りのハンコをつきながら、店舗対応もしていきますので、本当にこれで市民のプライバシーが守れるのかなというのをすごく不安に思うんですけど、そういうのはこちらからこういうふうになんと協力してくださいとかいうのは言えないでしょ、今の話からすると。どうでしょうか。

古谷市民課長 コンビニエンスストアを利用した証明書の交付では、店員が関与することはほとんどないというか、まずないというか、証明書を取得される方がキオスク端末に行って、カードをかざして、私は実際にやっ
てはいないんで分からないですけど、案内が出ますので、例えば住民票であれば世帯全員ですかとか、本人ですかとか、本籍地は必要ですかとか、その案内に従って出して行って、証明書が出てきて、証明書が出ましたから取り忘れがないようにとかという案内がキオスク端末から出て、店員に聞きながらということはまず考えられないので。

山田伸幸副分科会長 私はそれも危惧しているんです。というのは通常のチケットとかの発券業務とかありますよね。そのときでも自分でできるというのはまれなんですよ。ほとんどコンビニの店員が本人になり代わってやっておられるという例が非常に多い。私も最初はいろいろ利用していたときにも、どうしても自分でやってみて、うまくいかずに店員を呼んで、店員にやってもらう。しかも、その店員も分からず、ほかの店員を呼ぶということで、そういう状況の中で、本当にこれが大丈夫かなという不安が湧くんですけど。コンビニ店員というのはスキルアップしようにも、ほとんどアルバイトですから、スキルアップもできないと思うし、昨今いろんな事件が起きている中で、大丈夫かなという不安ばかりが付きまとうんですが、不安ではありませんかね。どうでしょうか。

古谷市民課長 昨今の事情を憂慮されてるということだと思いますが、私としては、コンビニ交付で証明書を発行される方が自分で管理できるという。特にマイナンバーカードの暗証番号ですから、非常に重要な番号ですから、同一世帯とか親子とか、そういう関係であればまだしも、全く他人の方にそこまでというのはちょっと考えにくいというか、銀行のキャッシュカードでお金を下ろすときでも、自分でされますので、その辺は大丈夫と言いますか、そういうことができないようであれば市の窓口で、高齢の方とか。やはり若い現役の方とかでありますと、その辺は十分対応していただけたらと思います。答えになっていないですけど。

杉本保喜委員 コンビニ交付のイメージの中に、手数料の納付の下に取り忘れ対策があるんですよね。これは具体的にはどういう対策を講じられているんですか。

古谷市民課長 キオスク端末からアナウンスが出て、だから、証明書の取り忘れとか、マイナンバーカードをかざして、途中で必要なくなれば、マイナンバーカードをお取りくださいとか、そういうアナウンスがあるように、とにかくキオスク端末の案内に従って、手続していただければ大丈夫だと思います。

恒松恵子委員 既に実施している市町村で、マイナンバーカードの交付が推進したとかいう事例はあるんですか。

古谷市民課長 マイナンバーカードがコンビニ交付を開始してどれだけ伸びたかという具体的な数値は把握していませんが、現状でマイナンバーカードを取得して、何がメリットあるのというと、現実的なメリットというか、利用対象というのはコンビニ交付ぐらいしかないのかな。一般的にですよ。マイナポータルとか、いろいろ情報が手に入るとか、ネット環境で証券取引される方なんか口座で必要ですとか、私はよく分からないんですけど、インターネット上で個人認証を取るとか、そういう方もおられると思うんですけど、一般的な方であれば、これが一番の最大のメリットかなと思います。

吉永美子分科会長 この事業概要に税証明等とありますが、ほかに何が取れるんですかね。

古谷市民課長 今考えていますのは課税所得証明です。納税証明は考えていません。

大井淳一郎委員 固定資産税評価証明書や改正前原戸籍は取れるんでしょうか。

古谷市民課長 共に取れません。特に原戸籍はコンピューター対応できていないというか、マイクロフィルムをPDFにしたような感じになっていますので、対応は難しいです。

吉永美子分科会長 31年度、総事業費の2分の1ということで、特別交付税の措置があるとはいえ、かなりの金額を掛けてされるわけだから、効果は欲しいじゃないですか。それを考えていくと、市民サービスの向上と

ということで、こういうことを始めましたというのは、どのようにアピールするお気持ちですか。

古谷市民課長 当面、市広報を通してやっていこうと思っています。

吉永美子分科会長 私事ですが、防府で住民票とか取らざるを得なくて、そのときに袋に入れてくれるでしょう。そしたら必ず入っているんですよ、コンビニ交付できますということが。白黒なので、そんなに掛からないじゃないですか。1回1回入っていると思って、すごくアピールされているのを感じたので、そういった場も使って、そうだったんだということが、これでもかというぐらいしないと、せつかく始めるからもったいないなと思ってあえて申し上げました。

古谷市民課長 貴重な御意見ありがとうございます。常日頃から市民にそういうことを、やっています、やっていますと、お前しつこいと言われるぐらいやっています。なるべくお金を掛けずにですね。大事なことだと思えます。

吉永美子分科会長 ほかにありますか。よろしいですか。事業の審査を終わります。それでは予算書に入ります。総務費です。72ページの1項1目空家等対策。82、83ページ、5目の中の広聴業務。

大井淳一郎委員 法律相談が多分入っていますね。これも決算で少し言ったんですが、弁護士会は過去の経緯があって下関に頼んでいるんですが、宇部支部に頼んだほうが身近で良いのかなと思うんですが、その辺の検討はされていますか。

藤山市民部次長 前もそういった質問があったということで、正直言うと検討はしていなかったんですが、この間とある当事者二人が同じ法律相談の日に来られたんですね。利益相反に当たるということで、そういったトラブルも起きたりするので、やはり近くでない弁護士のほうがいいのではないかなということを改めて思ったところです。

吉永美子分科会長 90、91ページ11目支所及び出張所費。13目交通安全対策費。

大井淳一郎委員 今高齢者の事故が多いということで、県民運動がされると思いますが、高齢者の事故防止の対策、来年度に向けての取組も含めてお答えください。

山本市民生活課課長補佐 現在高齢者の交通事故防止県民運動開催中でして、特に高齢者の交通事故については、警察も力を入れて取り組まれているところですので、市としましても例えば夜出歩く際に反射材を付けていただくとか、そういった啓発を定期的実施したいと考えています。

大井淳一郎委員 反射材なんですけど、従来の反射材はそれはそれでいいんですが、この前あるイベントに出たらスマイルマークの入った反射材をもらったんですよ。これいいものだと思ったら光らないんですよ。反射材ではなかったんですかね。協会のことだから知らないと言われてもそうかもしれないけど。光らなかつたんで困っているんですけどね。

山本市民生活課課長補佐 私が付けているものは光るはずですので。（発言する者あり）事務所に戻りましてテストしてみたいと思います。

大井淳一郎委員 高齢者の事故を防ぐためには免許の返納も進めていかなきゃいけないと思う一方で、なかなか免許の返納が進まない理由には公共交通のこともあるんだけど、返納したら何かメリットというかね、例えば買い物とかバスの補助とかそういったことが考えられるのではないかなと思うんですが、免許返納を進めるために具体的に来年度に向けて何か進めていくこととかあるんでしょうか。

藤山市民部次長 今年度最初のほうの議会で質問がありました。きっかけづくりとしてこういうことは考えてもいいのかなと思っていますので、この辺全然力を入れてきていないので、新たな可能性があるかどうか探りたいと思います。

矢田松夫委員 報償金のところですが、市の指導員の…（発言する者あり）それはええんじゃけど、あちこち立っている人がいるよね、ボランティアで。去年も言ったんだけど、そういう人を組織化して市の指導員の下にさせていただくことはできないんですか。あちこち立っているんですよ、

その辺も、黄色い帽子をかぶって。皆、迷惑するんですよ。私が言うのは本当の指導員というのは、市の委嘱を受けてやる人が本当の指導員でしょ。だからボランティアでやるというのは一見いいかもしれんけど、そこは知識量とかあるんじゃないですか。

藤山市民部次長 私この間、朝の街宣に山本と回りまして、たくさん立っているなという話をしました。指導員でない方も立っていることを初めて知った次第で、遅くなって申し訳なかったんですが。いろんな事情があって、指導員になりたくないというような方もおられるというのを聞いています。一度お話してみたいなと思いますので、まず現状把握からしてみたいかなと思います。

杉本保喜委員 今言われたまちによく立っているというのは、朝の挨拶運動の15日でしょ。全然違うんですよ、それとこの交通安全とは。同じ1日と15日で指導員にしても立つんですけど、今言われる多く立っている人はふるさとづくりの挨拶運動のために立っているんですよ。それと父兄会からも挨拶運動で立っているんです。だから交通安全も当然含むんだけど、市として挨拶をし合おうよという形なんですよ。だから今言われる自主的ボランティアとは全く違うんです。

藤山市民部次長 いずれにしましても現状把握できていけませんので、指導員の数を増やさなければいけないと言いつつ、はっきり言いまして取り組んでいないのが現状ですので、少しでも前に向くように現状把握から始めていきたいと思います。

杉本保喜委員 私は交通安全指導員になっているんですけど、安全協会からなってくれませんかということで、1年契約でなっているんですよ。それが本当に交通安全ボランティアなんです。ちゃんと腕章ももらっているし、委託しますという証明書ももらうんですよ。だからその辺りが違うから、私たちずっとやっていて、この協会補助金が毎年同じ金額なんですよね。負担金もほとんど毎年同じ、現実的には今言う反射材とかいろんなものを渡しているんですけど、希望者が多いんですよ。だから1年回らないうちになくなってしまいうというのが現状なんです。だから私は個人的にはもう少し上げてほしいかなという思いがあるんですけど、そういう現状です。

大井淳一郎委員 矢田委員の言われるのがどうなのか私は分からないんですが、少なくとも道路の秩序を乱しているのは論外としても、中には各校区に見守り隊というのがいて、彼たちの存在ってすごく有り難い存在で、子どもたちの安全をやっていただくので、そういう人たちを除外するような運動はやめていただきたいので、その辺は大丈夫ですかね。

藤山市民部次長 その方々がどういう目的で立っているのかを確認して、とは言いながらさっき矢田委員からもそういった指摘もあったので、そういう捉え方をされるのがあるかどうかも含めて見させていただきたいと思います。

矢田松夫委員 この報償金の中で定数に達していないでしょ。101万5,000円のお金、全部渡しているんじゃないですよ。足りないけど、一応予算化、人数分挙げているんですよ。毎日立っている人がいるんですよ、あっちもこっちも。交通指導員らしきものが。ですからそういう人を組織して、警察も困っているんですね。勝手に信号機に立ってもらっても困ると言うんですよ。委嘱していないのに何の権限があるかと。ですからそういう人を組織するために、帽子をあげて、ちゃんとしたものをあげて、本当のボランティアとして登録してほしいと。実態把握してください。

藤山市民部次長 委員からいろいろ言われていまして、聞く一方になっていきます。警察がそういったお考えを持っていらっしゃるというのも初めて聞きましたので、そこら辺も含めていろいろと探りたいと思います。

吉永美子分科会長 次の16目ふるさと推進事業費。

山田伸幸副分科会長 蛍の飼育助成金ですよ。これはほかの地域では蛍の助成金なしに環境保全等頑張っておられる方もいるんですよ。これは飼育をして有帆川に放流されるわけではないですよ。あそこの人工で作った川に。それが今後再生をして次の世代にそれがわたっているのかどうか、その辺の検証等されているのでしょうか。

藤山市民部次長 これはふるさと創生事業に端を発して続いている事業と認識

しているんですが、毎年蛍の放流が多いときもあれば、少ないときもあったり、関係者の苦労が大変だということは、先般集まりがあって参加しましたので、認識しています。そこをうまく継承できているかどうかと言いますと、蛍自体はそうではないなと思いますし、関わっている人たちも高齢化が進んでいて、うまいことっていない、以前からずっと携わっている方が担っているということで、大変苦勞されているんですが、蛍を一助に盛り上げたいという熱い思いは聞いていまして、そういった事業について何とか取り組みたいという考えは聞いていますので、今まで毎年行ってきた事業ですので、市としては応援するべきではないかなという認識です。

山田伸幸副分科会長 その蛍の幼虫というのはどこから仕入れてきて、放流をしているんですか。どのようにされているんでしょうか。

藤山市民部次長 どこかの上流で集められてという話を聞いたことがあります。

吉永美子分科会長 17目国際交流等推進費。

大井淳一郎委員 中学生海外派遣事業委託料なんですが、今年度から8人ということですが、来年度も同じ体制で行くのかという点と、今年度やってみてどうでしたか。6人と比べて。

藤山市民部次長 来年度も8人実施するというので行きます。6名は各学校1名ずつということで、当時から議論があって、大きい学校、小さい学校で一人はいかなものかということをする委員もいらっしやいました。そういったのを解決する方法として、増員したのはもちろんですし、そういった面でも良かったかなと思いますし。生徒からすればチャンスが増えたということで、モチベーションとかにつながっているのかなと認識しています。

大井淳一郎委員 8人の選び方なんですが、6校はいいですが、あと二人の選び方。昨年は割と人数の多いところから選んだんですが、その選び方は来年度どのようにされるんでしょうか。

藤山市民部次長 それにつきましては、市民部長と私、教育委員会の先生方と

面接で選出しているところです。

大井淳一郎委員 この事業でよく言われる追跡なんですよ。OBの方の話を聞くとかそういった新たな取組というか、そういったことについてはいかがでしょうか。

藤山市民部次長 事業の評価という面で、「海外に行ったから良かった」ではなくて、その後この事業が生徒たちにどういう影響を与えているかということは議会からも指摘がありましたので、今月調査をしまして回収しているところです。OB、OGの話ですが、これも特に意識したわけではないんですが、先般OG、OBから人生が変わるターニングポイントになったということで、これについては是非中学校の生徒に下ろしたいという、とても有り難い話がありました。ただこれが年末ぐらいに話がありまして、学校と調整したんですけど、そういった講演会を開くいとまができなかつたので、今回断念したんですが、せっかくの申入れがありましたので、今年度の海外派遣の生徒と一緒に会わせる機会がありました。今後の進路選択に少なからずいい意見を聞いたという感想も頂いていますので、やって良かったなど。この方々については今後もそういった講演について協力願えないかと尋ねましたところ、時間が合えばという前向きな話も聞いていますので、今後もし日程が合えば是非お願いしたいなという思いがあります。

矢田松夫委員 協会3兄弟、親離れが一番できない国際交流協会ですが、昨年ジュニア会員を募集されましたが、現状どうなんですか。今年度の目標含めて。

三浦市民生活課市民生活係長 一昨年からジュニア会員を募集していますが、現在のところ会員となられた方はいらっしゃいません。

吉永美子分科会長 19目男女共同参画推進費。

大井淳一郎委員 いつもこの質問をして申し訳ないんですが、女性の日ですよ。私文句言うだけではいけないので、ほぼ毎回行っているんですが、参加者が男性は二人ぐらいだったんですけども。事業はいい事業だと思います。ただネーミングが女性の日というのがどうなのかなとあるんで

すが、共同参画でこの前やったら特に見直しの意見がなかったと言うんですが、これについては今後見直す予定はないということなんでしょうか。

藤山市民部次長 昨年の決算委員会の際にも質問があったときに、私、今年度中に結論付けたいと申し上げました。動いたんですが、動きが少し鈍いんですが、協議はしました。まず女性の日の事業の目的ですね、この目的が今の時代に合っているのかどうなのかというところから、審議会の委員の意見も聞きました。それから市長の思いも聞いています。市長からは再考すべきではないかという意見もありましたので、そういったことを踏まえて、審議会の委員にも聞きました。結論から言うと、私どもとしては女性の日は啓発事業として是非行いたいということで、目的を改めて審議会の委員にお伝えしたところ、その目的で事業をやるべきだという意見も頂きました。そういった目的を踏まえて、やはり目的を変えればネーミングも変えるべきではないかというところもありまして、ネーミングについても意見を聞きました。一応意見は聞いた段階で今から決定をしようと思っっています。市長を交えて決定して、また外にお知らせしたいと思っっています。

大井淳一郎委員 事業の目的を変えたと言われましたが、どのように変えられたんでしょうか。

岡野市民生活課人権・男女共同参画室主任 目的について読み上げます。「誰もがお互いの人権を尊重し、自分らしく輝けるスマイルあふれる男女共同参画社会の実現を目指して、男女共同参画の理解と関心を深めるため」としています。

山田伸幸副分科会長 男女共同参画審議会は12人ですから4回ぐらい会議をされるんですかね。ということは4回というのはどういった内容の話し合いをされるんでしょうか。何か課題があつて、その解決に向けて話をされているのか、その点いかがでしょうか。

藤山市民部次長 30年度は男女共同参画プランの改定もありまして、その審議をしていただきました。3回開催したところです。通常の年度でいきますと、男女共同参画プランの進行状況について意見を聞かせていただ

く、女性の日とか男女共同参画事業についての事業を説明して、意見を頂いて、次年度に生かすというところの意見を聞くと考えています。

吉永美子分科会長 20目自治会活動推進費。

山田伸幸副分科会長 この負担金、補助金のところに防犯対策協議会補助金というのがあるんですが、これは一体どういう活動をしているんでしょうか。

山本市民生活課課長補佐 警察に事務局を置いています防犯対策協議会に補助金を出してまして、そこでいろいろな防犯対策の活動をされています。

山田伸幸副分科会長 私も自治会長として参加せざるを得なくて行っているんですけど、防犯パトロールといったものがそれに当たるんでしょうか。

藤山市民部次長 防犯パトロールというのがどのことを指しておっしゃるか分からないですけど、事業状況を見ましたところ、青色回転灯パトロール講習といったものが事業として挙がっています。あとは学校で行われている不審者侵入対応訓練について事業として挙がっています。あと自転車盗難被害防止キャンペーン、学校とか商業施設で実施されていることも事業としてやっておられるようです。あとそう電話詐欺の防止講習、いろいろ出先に出向かれて講習をやっているようです。

杉本保喜委員 自治会館建設補助金が去年は780万だったのが、今年になって随分下がっているのは自治会館がある程度できて、落ち着いているという見方でいいんですかね。

藤山市民部次長 今年度当初予算には600万円の新築の自治会館の申請がありました。申請するのは自治会ですので、申請内容によって件数が多くても金額が少ない場合もあるし、件数が少なくて逆に多い場合もありますので。継続して申請が出ていますので、自治会館の整備についてはまだ途中かなと、全てがきちんとできたなという認識は持っていません。

矢田松夫委員 要するに積み残しがなかったということが大きな理由と思うんですが。

藤山市民部次長 既存の方法で予算をとりますと、1件しか今回はなかったんです。今後長い目で見ると、平準化といいますか計画的に毎年負担するのが相当かというところもありましたので、前倒しで2件増やして、3件ほどの申請内容がこの中に含まれています。

矢田松夫委員 自治会事務費補助金ですが、まだ個人の通帳に振り込むとか、収支決算書を出さないという自治会はあるんですかね。

藤山市民部次長 口座についてはもうありません。収支報告書が出ていない件数は4件あります。秋の決算のときに調べたときは7件でしたので、3件ほど。昨年春に出したやつを言っているんですけど、4件ほどまだ出していないところがあります。

矢田松夫委員 毎月振り込みで自治会事務費をもらった上に出さないというんですか。

藤山市民部次長 これについては前々から指摘があったように、これは看過できない状態だと思っています。きちんと使われているということについては確認する必要はうちの課としてはあるわけですので、出してもらうように引き続き指導していきたいと思います。

山田伸幸副分科会長 昨年は別に決算書を出すわけではなくて、確かにこの金額を受け取りましたという確認書だけですよね。それではただ書いただけで実際にそれが自治会の予算の中に組み込まれたかどうかまでは確認できないと思うんですけど、そういう確認はされるべきだと思うんですけど、いかがでしょうか。

藤山市民部次長 収支報告書を提出してもらってしまして、その文言には何々自治会の収支決算について下記のとおり報告しますということで、収入の部で自治会事務費補助金が幾ら、決算額幾ら、支出についてうんぬんという分があります。確かに総会の資料とは違うものではありませんが、これも秋に申し上げたんですが、そういった報告書を求めていまして、これは自治会事務費補助金交付要綱でこの収支報告書を提出しなければならないと要綱で定めているところですので、いろんな意見はあろうか

と思いますが、これで当面やっていきたいなと思っています。

山田伸幸副分科会長 ある自治会長が自治会員に対して我が自治会の決算書は一切外の者に見せてはならないということ言われたということもありまして、実際私の知る限り、そこでは自治会事務費は自治会の会計には計上されていないと思っています。その辺で今の対応では残念ながら完全にそういうきちんと自治会の会計として使われたというのが証明できないのではないかと考えているんですが、いかがでしょうか。

藤山市民部次長 こういった話をしている本日も出たくないという自治会からの話もありました。補助金の趣旨ということを理解いただけていないのは大変残念に思っているところです。これについては任意団体でも自治会にお願いするだけです。要綱にのっとって出してくださいと指導するだけです。これについては引き続き収支報告書を出してもらうように最低限努力したいと思います。

吉永美子分科会長 21目市民活動推進費。

大井淳一郎委員 諸行事補助金です。29年度決算に比べて大分減額されているんですが、虫も18万が15万になっているので、そのこともあるんですが、対象が減ったんですか、それとも一律減額したということなんでしょうか。

藤山市民部次長 この諸行事補助金につきまして、まず主催団体で今回商工会議所関係について商工会議所が絡んでいるわけですから、商業振興がいくばくかその事業の目的にあるということを鑑み、商工会議所関係の諸行事については商工費に所管替えをしました。それがまず1点と、もう1点は補助金が一律同じ金額ということをやってきました。これについて事業費で補助金の金額に差異を付けようということで、31年度から実施していきたいと考えています。

大井淳一郎委員 そうしますと18万が15万というわけではなくて、各行事によって補助の額が違うということですね。商工費に移った事業というのは、何事業あるんでしょうか。

藤山市民部次長　まず三つの花火大会です、小野田の花火大会と厚狭の花火大会とお祝いゆめ花火、この三つと、寝太郎まつりと厚狭秋まつり、この五つについて商工費に所管替えをしたところです。あとそのほかの事業については、一律18万円というのがありました。これは予算額がうん十万のもあれば、うん百万というのもありまして、これについて補助とはいえ、一律というのはいかななものかというのが庁内で議論がありましたので、参加される人数という考えもあったんですけど、それはなかなか正確な数字が求められない関係で、事業費で差を付けようということで、やっていこうと考えています。

矢田松夫委員　今の内容ですが、地域振興補助金交付要綱について見直すということですが、予算上のチェックで金額を決めるのか、来場者数で決めるのかいろいろあるんですが、金額を下げられるところは困るんですよ、上げるところはいいんだけどね。そういうところはどういうふうにされるのか。例えば主催者発表と実際の数字は違うし、5,000でも6,000って言えばいいんだけど。新聞の切り抜きなんかも大体主催者に聞いて書きますよね。そういう基準はどうされるんですか。

藤山市民部次長　委員おっしゃったように来場者数も一つ議論の対象になりましたが、確かな数字、言い値とかいうところも出てきますので、これについては補助金の大小にその材料を使うことは難しいのではないかとということで、その事業の予算規模、これについては補助金をする上で、決算を出していただくということで、確かな数字という認識を持てるということで、その事業費の差で補助金の額の差を付けようと考えています。

山田伸幸副分科会長　市民活動支援センターはここが所管の科目だということによろしいでしょうか。

藤山市民部次長　はい。

山田伸幸副分科会長　市民活動推進業務とあるんですが、具体的にはどういったことがこの中で行われているのかを改めてお聞きします。

藤山市民部次長　市民活動支援センターについては所管事務調査で議論してい

ただきまして、改めて申し上げるのは、市民活動支援センターに登録して良かったというところを事業としてやっていきたいなど。今お困りなのは会員の増強、高齢化、若い人たちを入れたい、そういった声を多く耳にします。県民活動白書にもそういったのがアンケート結果として出ています。こういったのはメンバーの増員というのは、白書にもあるんですが、市民活動団体のチラシとかそういったもので会員になったというようなアンケート結果が出ています。今回特に力を入れようとしているのが、市民活動団体を周知する、PRするといったスキルアップをする研修会を開きたい。それとこれも今年になって元気づくり講演会というのがありました。来られた議員もいらっしゃるんですが、まちづくりに関心を持ってもらいたいというところを是非新しい地域の担い手、リーダーを少しでも育むために講演会をやっていきたいと、そういった二つを主な事業として今回入れているところです。

吉永美子分科会長 次の3項1目、118ページ、戸籍住民基本台帳費。

山田伸幸副分科会長 戸籍住民基本台帳費で代表的にお聞きしたいんですけど、今特に3月物すごく窓口が込み合っていますよね。特に最近外国人の方が相当おられると思うんですが、外国人への対応は今どのようにされているのでしょうか。

柏村市民課主幹 外国人の方への対応というのは言葉の問題もあると思いますが、それが一番ということでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）今のところ外国人の方の異動届等は外国人を受け入れられる事業所の方が付いてこられることがほとんどですので、言葉の問題で特段処理できないぐらい困ったということは聞いていません。中には外国人の方だけで来られることもあるんですけども、片言の日本語がしゃべれる方がほとんどでしたので、今のところ通訳が必要という状況は出ていないように認識しています。

山田伸幸副分科会長 データがあるかないか分かりませんが、今外国人の方が住民票登録されているのは、大体どれくらいおられるのでしょうか。

柏村市民課主幹 委員のおっしゃられた登録の数イコールとはならないかもしれませんが、今年の2月末現在で市内の外国人の方の人口が778名

となっています。

山田伸幸副分科会長 それは増える傾向にあるのでしょうか。

柏村市民課主幹 増加率までは分かりませんが、増える傾向にあると認識しています。

矢田松夫委員 今の外国人の登録は市内で登録するんだけど、実際派遣でよそに行くという人数もおられるんですよ。その差というのは確かに大分あると思うんですよ。ですから管理組合が来て、住民登録するでしょ、でも実際そこに住んでいないんですよ。その差というのはあるんでしょう。分からないね。

柏村市民課主幹 今おっしゃられました人数等についてはこちらでは把握できていません。それと先ほどの山田委員からの質問に対する回答なんですけれども、増加傾向にあると申し上げたんですが、事業所の関係ですと、これまでいらっしゃる方がよそに移られて、同じぐらいの人数がまた入られるということになりますので、そこまで増加傾向にはないかもしれません。詳細は把握できていませんが。

吉永美子分科会長 総人口が減っている中で、余り変わらないということは割合は高くなるということになるよね。単純に言えば。

柏村市民課主幹 そうなると思います。

吉永美子分科会長 商工費に入ります。220、221ページ、3目流通対策費。

矢田松夫委員 去年の回答で試験を受けるのに自腹で受けていると、旅費も自腹ということだったんですが、資格は取ったけど公に使うのであれば検討すると回答があったんですが、1年間検討して新年度はどうされるのか。

藤山市民部次長 4月以降の人事異動があった場合も含めてですが、そういった場合市民は待ってくれないので、即座に窓口対応をしなければなり

ません。人事課が所管の研修に行かせることも考えて、人事課で予算を確保していますので、そこで参加するということと、あとそれでは不十分ですので、これは人事異動は突発的なことですから、今ある予算の中で流用とか鑑みて、対応していきたいと思います。

矢田松夫委員 私が聞いたのはやるかやらんか。自腹にするのかしないのか、それだけなんです。するかしないか。

藤山市民部次長 個人でさせるのは適当ではないと思いますので、公費で対応できるようにしたいと思います。

山田伸幸副分科会長 流通問題ではいろいろな架空詐欺とかあって、その広報がまだ追いついていないような状況があるんじゃないかなと思っていてるんですけども、年間に今まで何回ぐらい広報で出されたでしょうか。

亀崎市民生活課課長補佐 広報ですけれども、今年度定期購入の相談が増えていきますので、定期購入とあと架空請求と、3月15日号なんですけれども、若者の消費者トラブルということで、今年度については3回広報に掲載しています。架空請求の班回覧のチラシを自治会連合会と一緒に出させていただいたものが2回あります。あと市役所とか市民病院にあるモニター広告に毎月相談の多い架空請求とか、いろいろな相談内容について掲載しています。あと若者の消費者トラブルにつきまして、啓発が足りていないということで、今FMサンサンきららとか広報も先ほど言いましたけれども、それとか中学校とか大学とか高校に配布のお願いをしているところです。

山田伸幸副分科会長 金融機関との連携も必要となってくると思うんですけど、その辺の連携の会議とかそういうのはされているんでしょうか。

亀崎市民生活課課長補佐 金融機関とは直接にはそういう機会は設けていませんけれども、今保険の相談が多いということで、年に一度県でそういった会議を設けていまして、それに出席しています。

吉永美子分科会長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは質疑を終わりましたので、これで一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科

会を閉会します。

午後 2 時 4 1 分 散会

平成 3 1 年 3 月 1 3 日

一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会長 吉 永 美 子